

平成28年度原子力総合防災訓練実施成果報告書 参考資料

第1節

- 資料1 平成28年度原子力総合防災訓練の概要
- 資料2 平成28年度原子力総合防災訓練の訓練内容
- 資料3 総合訓練の流れ
- 資料4 原子力緊急事態の危機管理体制（原子力災害対策マニュアル）
- 資料5 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応に係る組織体制
- 資料6 平成28年度原子力総合防災訓練 訓練項目等
- 資料7 原子力総合防災訓練までの段階的訓練
- 資料8 「2つのPDCAサイクル」による原子力防災体制の充実・強化

第2節

- 資料9 評価種別・方法
- 資料10 外部専門家・主な評価項目
- 資料11 訓練目的から評価に至る関係
- 資料12 訓練評価に基づく改善
- 資料13 訓練評価の全体像

第3節

- 1 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練
- 2 国が参加主体となる訓練

警戒事態

- 資料14 住民避難に係る意思決定の流れ（警戒事態）
- 資料15 警戒事態要請文（総合訓練）
- 資料16 警戒事態におけるERCでの活動状況
- 資料17 警戒事態におけるOFCでの活動状況
- 資料18 警戒事態におけるEMCでの活動状況

施設敷地緊急事態

- 資料19 住民避難に係る意思決定の流れ（施設敷地緊急事態）
- 資料20 施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針
- 資料21 施設敷地緊急事態における避難の実施方針
- 資料22 施設敷地緊急事態要請文（総合訓練）

現地への国職員・専門家の緊急輸送

- 資料23 国の職員・専門家の緊急輸送（入間基地～丘珠駐屯地～泊OFC）
- 資料24 施設敷地緊急事態におけるERCでの活動状況
- 資料25 施設敷地緊急事態におけるOFCでの活動状況
- 資料26 施設敷地緊急事態におけるEMCでの活動状況

全面緊急事態

- 資料27 住民避難に係る意思決定の流れ（全面緊急事態）
- 資料28 全面緊急事態における防護措置の実施方針
- 資料29 全面緊急事態における避難の実施方針
- 資料30 全面緊急事態指示文（総合訓練）
- 資料31 全面緊急事態における官邸での活動状況
- 資料32 全面緊急事態におけるERCでの活動状況
- 資料33 全面緊急事態におけるOFCでの活動状況

資料 3 4 全面緊急事態における EMCでの活動状況

O I L 2

資料 3 5 一時移転等の実施方針(岩内町)

資料 3 6 岩内地区住民の一時移転の概要

資料 3 7 一時移転等の実施方針(神恵内村)

資料 3 8 神恵内地区住民の一時移転の概要

資料 3 9 一時移転等の実施方針(積丹町・古平町)

資料 4 0 積丹・古平地区住民の一時移転の概要

資料 4 1 一時移転指示文(総合訓練)

資料 4 2 一時移転等における O F Cでの活動状況

資料 4 3 一時移転等における EMCでの活動状況

3 関係地方公共団体が参加主体となる訓練

3. 1 P A Z内施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練

資料 4 4 P A Z内(泊村)要避難者の避難実施結果(在宅要避難者)

資料 4 5 P A Z内(泊村)要避難者の避難実施結果(避難行動により健康リスクが高まる者)

資料 4 6 P A Z内(泊村)要避難者の避難実施結果(学校)

資料 4 7 P A Z内(泊村)要避難者の避難実施結果(社会福祉施設)

資料 4 8 P A Z内(共和町)要避難者の避難実施結果(在宅要避難者)

資料 4 9 P A Z内(共和町)要避難者の避難実施結果(避難行動により健康リスクが高まる者)

資料 5 0 P A Z内(共和町)要避難者の避難実施結果(学校)

3. 2 P A Z内住民の避難等実施訓練

資料 5 1 P A Z内(泊村)住民の避難実施結果

資料 5 2 P A Z内(共和町)住民の避難実施結果

3. 3 U P Z内住民の屋内退避実施訓練

3. 4 U P Z内の一部住民一時移転実施訓練

資料 5 3 一時移転等の実施結果(岩内町)

資料 5 4 一時移転等の実施結果(神恵内村)

資料 5 5 一時移転等の実施結果(積丹町・古平町)

3. 5 ヘリテレ映伝訓練

資料 5 6 ヘリコプターによる映像伝送(O F C)

4 地域の特性(冬季の降雪や積雪)を考慮した要素訓練

資料 5 7 冬季訓練の流れ

資料 5 8 地域の特性(冬季の降雪や積雪)を考慮した要素訓練 訓練項目等

資料 5 9 冬季訓練実施概要

4. 1 オフサイトセンター運営訓練

4. 2 緊急時モニタリングセンター運営訓練

警戒事態

資料 6 0 警戒事態要請文(冬季訓練)

施設敷地緊急事態

資料 6 1 施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針

資料 6 2 施設敷地緊急事態における避難の実施方針

資料 6 3 施設敷地緊急事態要請文(冬季訓練)

資料 6 4 施設敷地緊急事態における臨時 O F Cでの活動状況(北海道庁)

資料 6 5 施設敷地緊急事態における O F C・E M Cでの活動状況

全面緊急事態

資料 6 6 全面緊急事態における防護措置の実施方針

資料 6 7 全面緊急事態における避難の実施方針

資料 6 8 全面緊急事態指示文（冬季訓練）

資料 6 9 O F C への移動要領の検討

資料 7 0 全面緊急事態における臨時 O F C での活動状況（北海道庁）

国からの現地派遣要員等 O F C へ移動開始（暴風雪警報解除）

資料 7 1 暴風雪警報解除後における O F C ・ E M C での活動状況

国からの現地派遣要員等 O F C へ到着

資料 7 2 国の派遣要員到着後における O F C ・ E M C での活動状況

4. 3 安定ヨウ素剤の緊急戸別配布訓練

資料 7 3 安定ヨウ素剤の緊急戸別配布訓練実施結果

4. 4 P A Z 内住民の避難訓練

資料 7 4 P A Z 内住民の避難訓練実施結果

4. 5 要配慮者の救助・搬出訓練

資料 7 5 要配慮者の救助・搬出訓練実施結果

4. 6 ヘリコプターによる物資緊急輸送訓練

資料 7 6 ヘリコプターによる物資緊急輸送訓練実施結果

別添資料 平成 2 8 年度原子力総合防災訓練 住民アンケート報告書

＜原子力総合防災訓練＞

＜地域の特性（冬季の降雪や積雪）を考慮した要素訓練＞

1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

- ①国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認等
- ②原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③「泊地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証
- ④訓練結果における教訓事項の抽出、緊急時対応等の改善
- ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟等

2 実施時期

平成28年11月13日（日）、14日（月）

3 訓練の対象となる原子力事業所

北海道電力株式会社 泊発電所

4 参加機関等

政府機関：内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体：北海道、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村ほか関係市町村

事業者：北海道電力株式会社

関係機関：量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構 等

5 訓練内容

津波等との複合災害を想定し、以下の訓練を実施

- (1) 迅速な初動体制の確立
- (2) 中央と現地組織の連携による避難の実施計画等に係る意思決定
- (3) 全面緊急事態を受けた住民避難等

6 要素訓練（冬季）

冬季の降雪や積雪を考慮した、除雪や避難の手順等を確認する要素訓練を平成29年2月4日（土）に実施



※PAZ (予防的防護措置を準備する区域) : Precautionary Action Zone

※UPZ (緊急時防護措置を準備する区域) : Urgent Protective Action Planning Zone

平成28年度原子力総合防災訓練の訓練内容

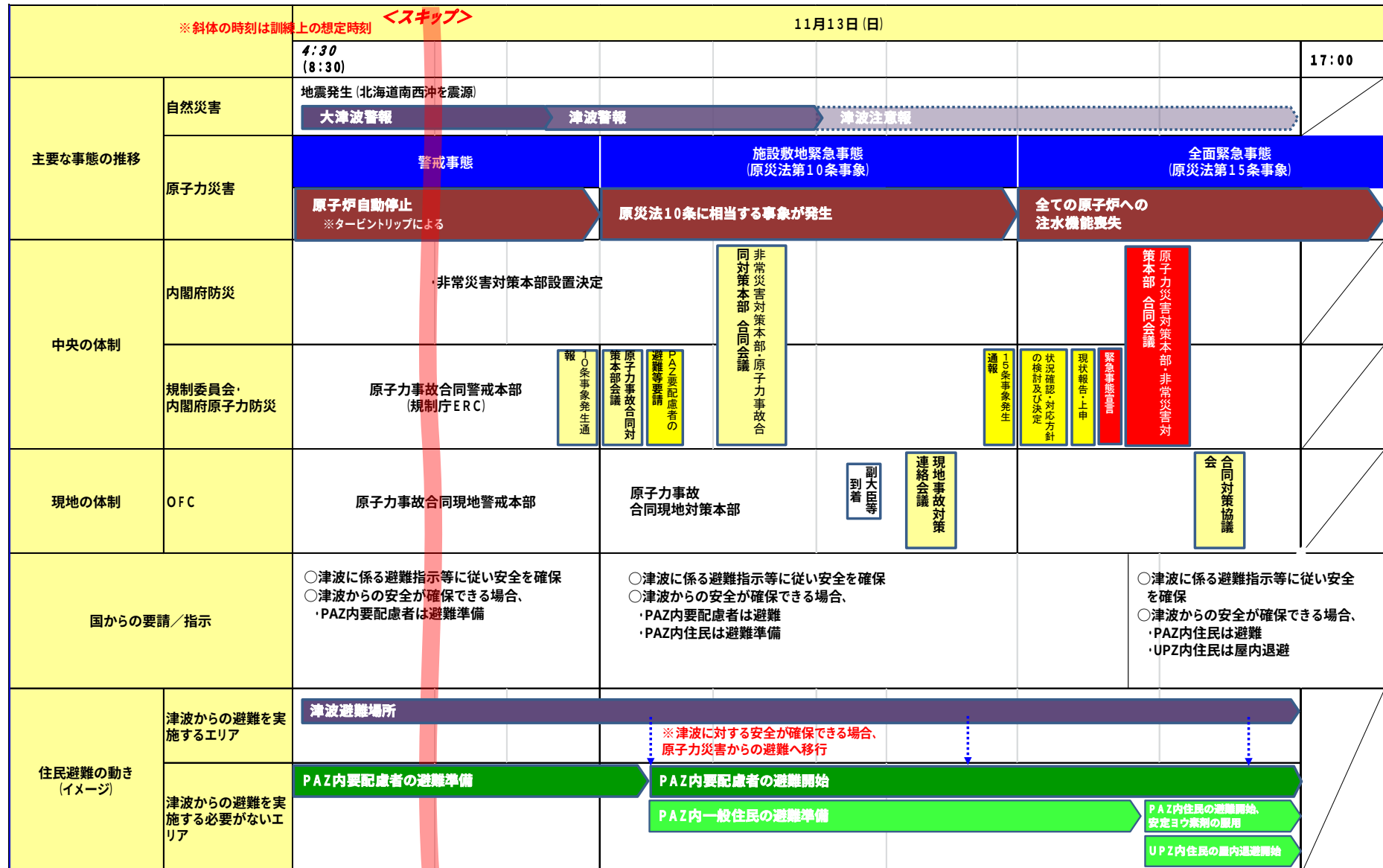
資料2

	1 日目	2 日目
午前	地震発生に伴う大津波警報発表により 警戒事態発生 警戒事態への対応 (迅速な初動体制の確立) 施設敷地緊急事態発生 施設敷地緊急事態への対応 (中央と現地組織の連携による避難の実施計画等に係る意思決定) ○原子力事故対策本部会議 ○複合災害に対応した非対・原子力事故 対策本部合同会議運営訓練 ○PAZ内要配慮者の避難訓練	全面緊急事態への対応 (全面緊急事態を受けた住民避難等) ＜機能別訓練①＞ ・ PAZ内住民の避難 ・ UPZ内住民の屋内退避 ＜機能別訓練②＞ ・ 緊急時モニタリング ・ UPZ内住民の一時移転
午後	全面緊急事態発生 全面緊急事態への対応 (中央と現地組織の連携による避難の実施計画等に係る意思決定) ○15条事象発生報告・上申 ○緊急事態宣言 ○複合災害に対応した原災・非対本部 合同会議運営訓練	

事業者訓練(事態収束活動)

総合訓練の流れ (1日目)

資料3-1



総合訓練の流れ(2日目)

資料3-2

		11月14日(月)		
		8:30	11:00	16:00
自然災害		※津波警報・注意報は解除 避難経路に被災箇所あり ※神恵内で孤立箇所が発生		
緊急事態区分		全面緊急事態 (原災法第15条事象)		
中央の体制	官邸			
	ERC	※訓練に関係する機能班が活動		
現地の体制	OFC	方針確認の 打合せ	合同対策 協議会 ・PAZ内住民の避難状況の確認	合同対策 協議会 ・緊急時モニタリングの結果を踏まえたUPZ内一時移転の指示
	道			合同対策 協議会 ・一時移転の状況確認 ・緊急時モニタリング結果の確認
○主な訓練項目(機能別訓練と整理)				
<スキップ>				
・PAZ内住民の避難 ・UPZ内住民の屋内退避	実施の流れ	[開始時点] 15条における避難等の方針決定後 [PAZ内住民の避難] [UPZ内住民の屋内退避]		
	実施概要	・PAZ内一部住民の陸路等による避難の実施、安定ヨウ素剤の緊急配布の実施 ・UPZ内住民の屋内退避の実施		
・緊急時モニタリング (EMC訓練)	実施の流れ	[開始時点] 初めてOIL2超が確認されてから約24時間経過後 [パターン①] ※岩内地区		
	実施概要	・OIL2の認定→一時移転エリアの特定 ・緊急時モニタリングの実施(モニタリングカーによる実測等)		
・UPZ内住民の一時移転	実施の流れ	合同対策協議会で一時移転の意思決定・指示 (一時移転の実動訓練をパターン①～③により実施) [パターン①] ※岩内地区 [パターン②] ※神恵内地区 [パターン③] ※積丹・古平地区		
	実施概要	・UPZ内住民(一部)の一時移転、避難退域時検査の実施 ・ヘリによる避難(神恵内)		

原子力緊急事態の危機管理体制 (原子力災害対策マニュアル)

資料 4

【中央】 《官邸》

※必要に応じ、状況報告

原子力災害対策本部

本部長 : 内閣総理大臣
副本部長: 官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣 (原子力防災)、規制委員会委員長 等
本部員 : その他全国務大臣、危機管理監 等

原災本部事務局 官邸チーム

内閣府政策統括官 (事務局長)、
内閣府・規制庁等主要職員 等

《規制庁内ERC》

原子力規制委員会

専門的・技術的知見

原災本部事務局 ERCチーム

事務局長: 規制庁次長
内閣府・規制庁等主要職員 等

関係省庁

調整
連携

【現地】

《オンサイト対応》

後方支援拠点
(例. Jヴィレッジ)

自衛隊等

調整
連携

原子力施設 事態即応センター (原子力事業者本店)

規制庁職員

事業者の
監督・支援等

原子力事業所
(プラントの事故収束)

《オフサイト対応》

現地対策本部 (オフサイトセンター)

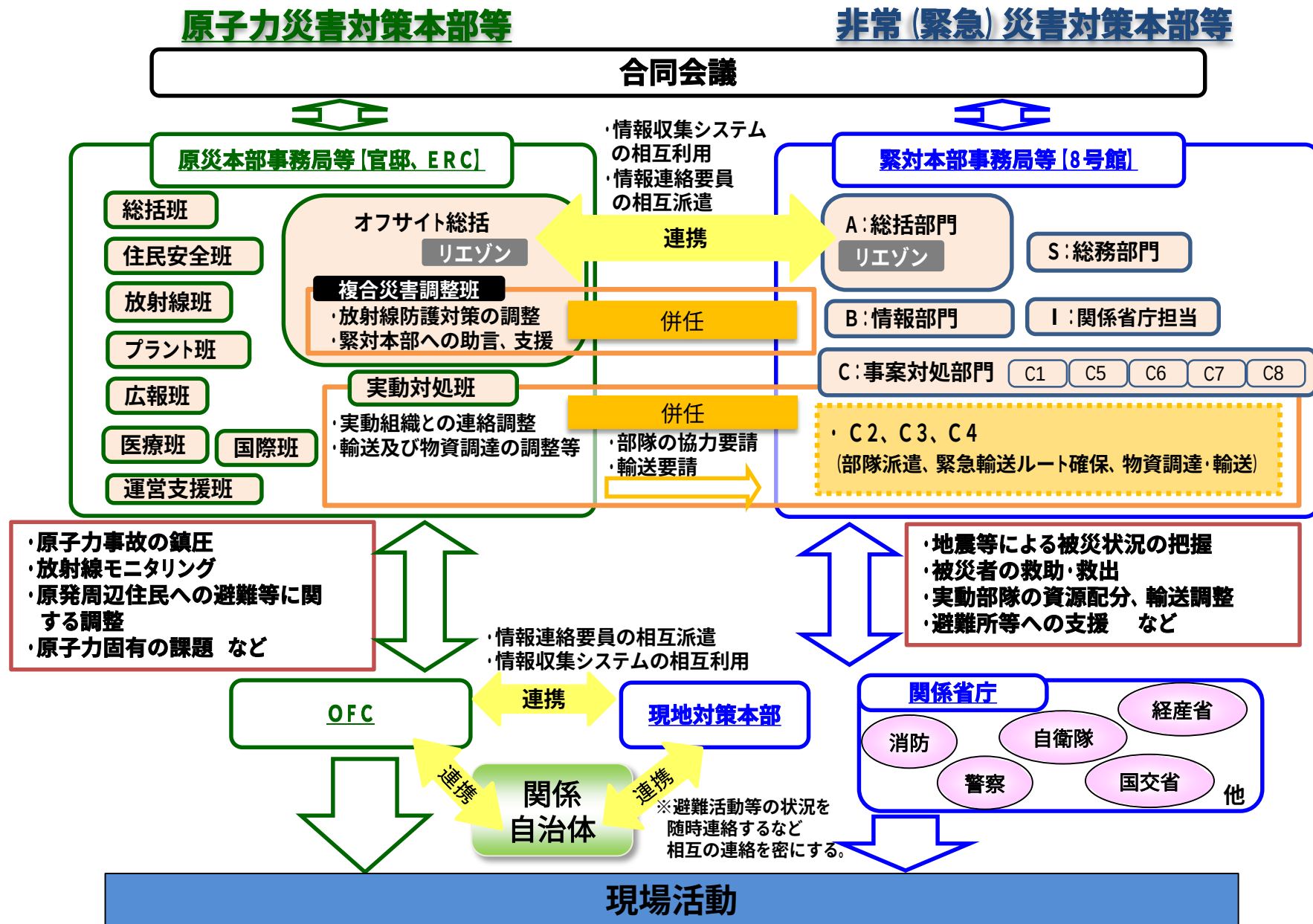
本部長: 内閣府副大臣
(又は大臣政務官)
内閣府大臣官房審議官等

調整
連携

自治体

《合同対策協議会》
住民の避難指示・支援等

原子力発電所外
(住民の防護)



平成28年度原子力総合防災訓練 訓練項目等 (1/3)

資料6-1

訓練項目		訓練目標	主要活動項目
国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練	緊急時体制確立訓練	初動体制を迅速に確立し初期対応を的確に実施するため、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から原子力災害対策本部等の設置ができる。	・要員参集 ・本部活動 ・本部会議
	オフサイトセンター運営訓練	オフサイトセンターの運営（原子力災害合同対策協議会の運営を含む。）を通じて、防護措置に係る地方公共団体との具体的対策の検討、調整等ができる。	・要員参集 ・本部活動 ・機能班活動 ・全体会議
	情報共有及び意思決定訓練	TV会議システム等を活用し、事態の進展に応じて、中央と現地組織が必要な情報共有等を図るとともに、各拠点間の連絡、調整により各事態における防護措置の実施方針等について意思決定等ができる。	・情報共有 ・報告、連絡 ・意思決定
	緊急時モニタリング実施訓練	緊急時モニタリング実施計画の立案や意思決定を行うとともに、関係機関及び原子力事業者と連携して、緊急時における環境放射線のモニタリングができる。	・要員参集 ・実施計画の作成 ・モニタリング ・測定報告
	広報対応訓練	官邸、ERC等において、会見資料の準備、会見実施者への事前説明等の会見実施に至る一連の行動ができる。また、広報内容について、国、北海道、原子力事業者（北海道電力本店及び泊発電所）等との情報共有ができる。	・会見資料の準備 ・記者会見
国が参加主体となる訓練	現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練	原子力防災を担当する内閣府副大臣、内閣府幹部等を現地に派遣するに当たり、関係省庁が連携し、輸送手段及び輸送経路を調整した上で、緊急輸送ができる。	・輸送手段の調整 ・輸送経路の確認 ・緊急輸送
	原子力災害対策本部等の運営訓練	施設敷地緊急事態発生に伴う原子力事故対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議の開催も含め、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡、意思決定等ができる。	・要員参集 ・本部活動 ・自然災害に係る対策本部との合同会議 ・住民の避難等に係る計画立案及び意思決定 ・地方公共団体への指示

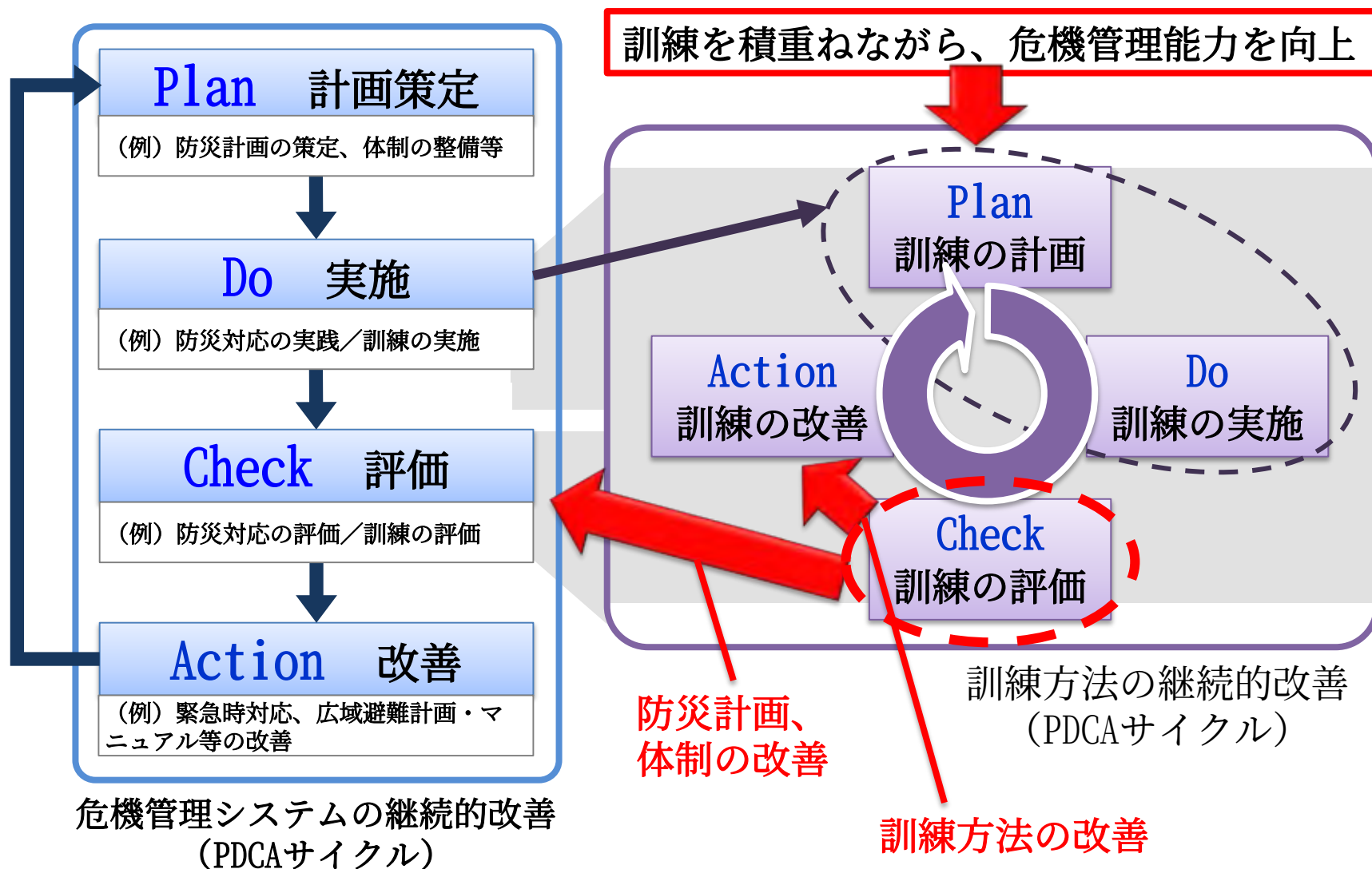
訓練項目		訓練目標	主要活動項目
関係地方公共団体が参加主体となる訓練	P A Z内施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練	施設敷地緊急事態発生の通報を受け、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者について、津波災害の状況等を踏まえ、避難先の調整、輸送手段の確保等を行い、避難等が実施できる。	・要避難者の情報収集・伝達 ・避難先の調整、輸送手段の確保 ・要避難者の避難
	P A Z内住民の避難等実施訓練	原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、P A Z内の一般住民について、津波災害の状況等を踏まえ、避難先の調整、輸送手段の確保等を行うとともに、安定ヨウ素剤の服用を行ったうえで避難等が実施できる。	・避難指示伝達 ・避難先の調整、輸送手段の確保 ・住民避難
	U P Z内住民の屋内退避実施訓練	原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U P Z内の社会福祉施設、小・中学校等の屋内退避や各機関の情報伝達等ができる。	・屋内退避指示伝達 ・物資輸送体制構築 ・各機関への情報伝達
	U P Z内一部住民の一時移転実施訓練	O I L 2の事態発生に伴い、U P Z内で屋内退避中の一部住民のU P Z外への一時移転を実施するとともに、各機関への情報伝達及び一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布ができる。この際、泊発電所から30 km圏近傍に避難退域時検査場所を設置し、一時移転に伴う人員及び車両の避難退域時検査並びに簡易除染ができる。	・一時移転指示伝達 ・各機関への情報伝達 ・安定ヨウ素剤の緊急配布 ・避難退域時検査等
	交通規制・警戒警備訓練	警察、海上保安庁等による交通規制、船舶航行規制等ができる。	・交通規制 ・警戒警備
	ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練	現地の活動状況について、ヘリテレ映像等を各関係機関に伝送し、国及び地方公共団体間で情報共有ができる。	・ヘリテレ伝送システムによる情報収集 ・各機関への情報共有

訓練項目		訓練目標	主要活動項目
原子力事業者が参加主体となる訓練	事故拡大防止訓練	施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、泊発電所が保有する事故収束資機材を活用した事故拡大防止措置ができる。その際、TV会議システム等を活用し、中央と現地の間で継続的な情報共有ができる。	・事故収束活動準備 ・事故収束活動 ・情報共有
	発電所敷地周辺緊急時モニタリング訓練	泊発電所敷地周辺の緊急時モニタリングを行い、その結果を関係機関に連絡するとともに、緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣及び資機材の提供を通じ、関係機関との連携強化ができる。	・緊急時モニタリング ・要員派遣、資機材貸与 ・関係機関との連携
	原子力発電所構内作業等者の避難誘導訓練	泊発電所構内作業等者の避難誘導及び避難場所への移動を行うとともに、当該原子力発電所敷地内の立入制限ができる。	・避難場所へ誘導 ・立入制限措置
	原子力災害医療訓練	泊発電所構内における被ばくを伴う傷病者に対する汚染除去等の応急措置及び医療機関への搬送に係る関係機関と連携した救助・医療活動ができる。	・傷病者の救助 ・応急処置及び除染 ・医療機関への搬送
	原子力事業者支援連携訓練	原子力事業者間の取り決めに基づき、施設敷地緊急事態発生に伴う要員の派遣及び資機材提供の支援要請連絡等並びに原子力緊急事態支援センターから提供を受けた現場偵察用ロボットを用いた操作ができる。	・要員派遣、資機材提供 ・現場偵察用ロボット操作

原子力総合防災訓練までの段階的訓練

資料7

連番	時 期	訓練名	訓練の狙い	訓練の概要	訓練習熟度
1	4月22日	第1回 機能班別訓練	各機能班の活動要領の確認	各機能班で準備すべき資料、マニュアルを確認する。	●活動要領の習熟
2	5月17日	第1回 官邸立ち上げ 訓練	官邸における勤務要領の確認、リエゾンの勤務要領の確認	緊急参集要員の内、官邸で勤務する職員に対して官邸の立ち上げ・使用機材の設置について訓練し、昨年度からの変更点を含め認識の統一を図る。	●緊急参集要員に対する官邸の立ち上げ要領及び機材の取扱いについて班員相互自発的に実施
3	6月8日	第2回 官邸立ち上げ 訓練	官邸における勤務要領の確認、リエゾンの勤務要領の確認（状況に合わせた、逐次の要員参集）	緊急参集要員の内、官邸で勤務する職員に対して、状況に合わせて逐次参集する要員による官邸の立ち上げ・使用機材の設置について訓練し、時間尺度等を取る。	●緊急参集要員に対する官邸の立ち上げ要領及び機材の取扱いについて班員相互自発的に実施
4	6月23日	第2回 機能班別訓練	泊地域における緊急時対応の概要説明 各班の次回訓練までの課題付与	泊原発の緊急時対応の説明に基づき、各班として作成すべき資料の具体化を図る。また、各機能班に対して、総合防における訓練内容の意見聴取を行う。	●緊急時対応の習熟
5	7月19日	第1回 官邸・ERC 連携訓練	発災から警戒事態における官邸・ERCの立ち上げ、各種通信機器の接続までの一連の行動を確認し、あわせて施設敷地緊急事態（10条事象）への進展時の参集要員等の動きを確認	参集から通信機器（TV会議システム・FAX・電話）の接続に焦点を当てた訓練として、一連の流れの中で接続完了までを実施し、あわせて施設敷地緊急事態（10条事象）進展時の態勢についても確認する。	●発災からの一連の流れについて態勢完了までの動きの完成 ●10条事象における官邸及びOFC要員の態勢の確認
6	8月30日	第2回 官邸・ERC 連携訓練	施設敷地緊急事態（10条事象）～全面緊急事態（15条事象）までの流れについて訓練し、実施方針の内容の検討及び主要幹部への適時の報告要領、原災本部設置までの手続きを確認	施設敷地緊急事態（10条事象）～全面緊急事態（15条事象）～緊急事態宣言までの手続きを確認し、事前説明会で、実施方針に関する勉強会を実施する。	●事故発生から一連の流れについて手順を確認（機能班長以下の参加）
7	8月31日	要員研修 （関係省庁）	参集される関係省庁要員に対する導入訓練	参集される関係省庁要員に対して、基本的な危機管理及び総合防の概要について説明する。	●概要の習得
8	9月6日 9月7日	OFC 図上演習	主として自治体のOFC要員を対象とした勤務要領の確認	災害対策要員研修及び本部図上演習を活用した知識・能力の付与する。	●活動要領の習熟
9	9月7日 9月8日	OFC 要員訓練	警戒事態～全面緊急事態（15条事象）までの流れについて訓練し、適時の報告要領、原災本部設置までの手続きを確認	警戒事態～施設敷地緊急事態（10条事象）～全面緊急事態（15条事象）～緊急事態宣言までの一連の行動にあわせて民航機使用時の輸送訓練を実施し、事前説明会で、実施方針に関する勉強会実施する。	●初参加の関係省庁要員には可能な限り参加または参観させる
10	10月20日	総合予行 （プレ訓練）	官邸、ERC、OFC等において、関係省庁、関係自治体、関係指定公共団体、事業者を含めた連携の確認（住民避難等は含めず）	・午前が1日目の内容の訓練 ・午後が2日目の内容の訓練 総合防災訓練のイメージが出来るよう訓練を行う。	●総合防災訓練の一連の流れを短縮して実施し、手順を確認（関係省庁参加）
11	11月13日 11月14日	平成28年度原子力総合防災訓練			
12	1月19日	冬季訓練予行	状況開始前、状況間、状況終了後の活動における説明と手順の確認	ERC、道庁、町村役場をTV会議システムで接続し、各フェーズにおける活動の手順を確認する。	●冬季訓練の一連の流れについて手順を確認
13	2月4日	地域の特性（冬季の降雪や積雪）を考慮した要素訓練			



評価種別	評価方法	評価者	評価内容（概要）
自己評価	直後レビュー	訓練参加者	参加者同士の訓練の振り返り、ディスカッションを通じた評価
	アンケート	訓練参加者	参加者の役割に応じた手順の理解度、達成度等の自己評価
外部評価	評価員評価	原子力防災専門官、地方放射線モニタリング対策官、委託評価員 ※本部、各拠点に配置	- 本部、各拠点間の連携などの対応状況の評価 - 訓練方法の評価
	専門家レビュー	外部専門家（災害対応マネジメント、危機管理、環境影響評価、放射線計測、災害対応航空技術、原子力災害医療等） ※本部、各拠点に配置	- 危機管理、放射線モニタリング等、各専門家の専門領域に応じた評価 - 訓練方法の評価

外部専門家・主な評価項目

資料10

所 属	氏 名	専門分野	主な評価項目（視点）
（株）日本防災 デザイン	熊丸由布治	・危機管理、災害対応マネジメント、消防戦術、NFPA、FEMA等の有資格者（経歴） ・（社）災害対応訓練研究所代表理事 ・前在日米陸軍統合消防次長	・原子力災害対策本部事務局での緊急時対応業務の在り方及び、関係機関との相互連携について ・今後の検討課題（特に、インシデント・コマンド・システムの概念の更なる組織への浸透） ・米国基準（オンサイト訓練）との比較等
宇宙航空研究開発機構 調布航空宇宙センター	小林啓二	・災害対応航空技術、防災（経歴） ・宇宙航空研究開発機構航空技術部門航空技術実証研究開発ユニット主任研究開発員	・原子力災害を含む大規模複合災害時の情報共有の在り方、集結した航空機等の資源運用、今後の検討課題
日本原子力研究開発機構安全研究・防災支援部門 原子力緊急時支援・研修センター	片桐裕実	・環境影響評価（モニタリング）（経歴） ・前原子力緊急時支援・研修センター長 ・原子力安全推進協会「原子力防災訓練ガイドライン検討会」委員 ・原子力安全・保安院「オフサイトセンターの在り方に関する意見聴取会」委員 ・原子力規制庁「緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム」委員	・オフサイトセンターの果たすべき役割（現地対策本部として県災害対策本部等との連携の在り方、今後の検討課題等）
日本原子力研究開発機構 福島研究開発部門 福島環境安全センター	斎藤公明	・環境放射線測定・評価手法（経歴） ・原子力研究開発機構福島研究開発部門 福島環境安全センター 上席嘱託	・国の緊急時モニタリング体制（仕組み）の実効性、特に地上モニタリングと空中モニタリングの連携要領、今後の検討課題
公立大学法人 福島県立医科大学 放射線災害医療学講座	中島成隆	放射線防護及び緊急被ばく医療	汚染傷病者搬送訓練において、 ・術者及びスタッフの防護措置 ・汚染拡大防止措置 ・除染
国立大学法人 広島大学病院 救急集中治療医学	廣橋伸之	救急医療及び緊急被ばく医療	汚染傷病者搬送訓練において、 ・緊急性に応じた適切な救急処置 ・汚染拡大防止措置
国立大学法人 長崎大学 看護学講座	福島芳子	一般看護及び緊急被ばく医療	汚染傷病者搬送訓練において ・特にコ・メディカルの医療支援 ・汚染拡大防護措置 ・除染

訓練目的の設定が最も重要

訓練目的

企画立案

評価立案

評価実施・改善

訓練項目

訓練項目ごとの
目標

主要活動項目

実績目標

実績評価

活動検証要素

評価基準

プロセス評価

成立要件
(能力、計画、リソース等)

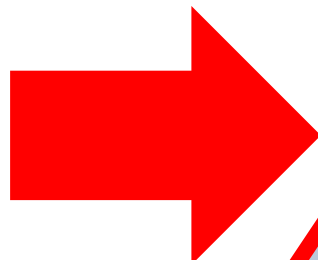
要因分析

総合評価

防災計画／体制
／
訓練方法の改善



訓練・訓練評価



①実績

主要活動項目

実績目標

②プロセス

検証要素

評価基準

平時の防災対策



③成立要件

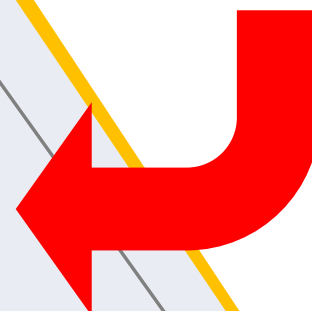
能力（組織）

情報管理／認識共有・状況予測／
意思決定／指揮統制／組織間連携

能力（個人）

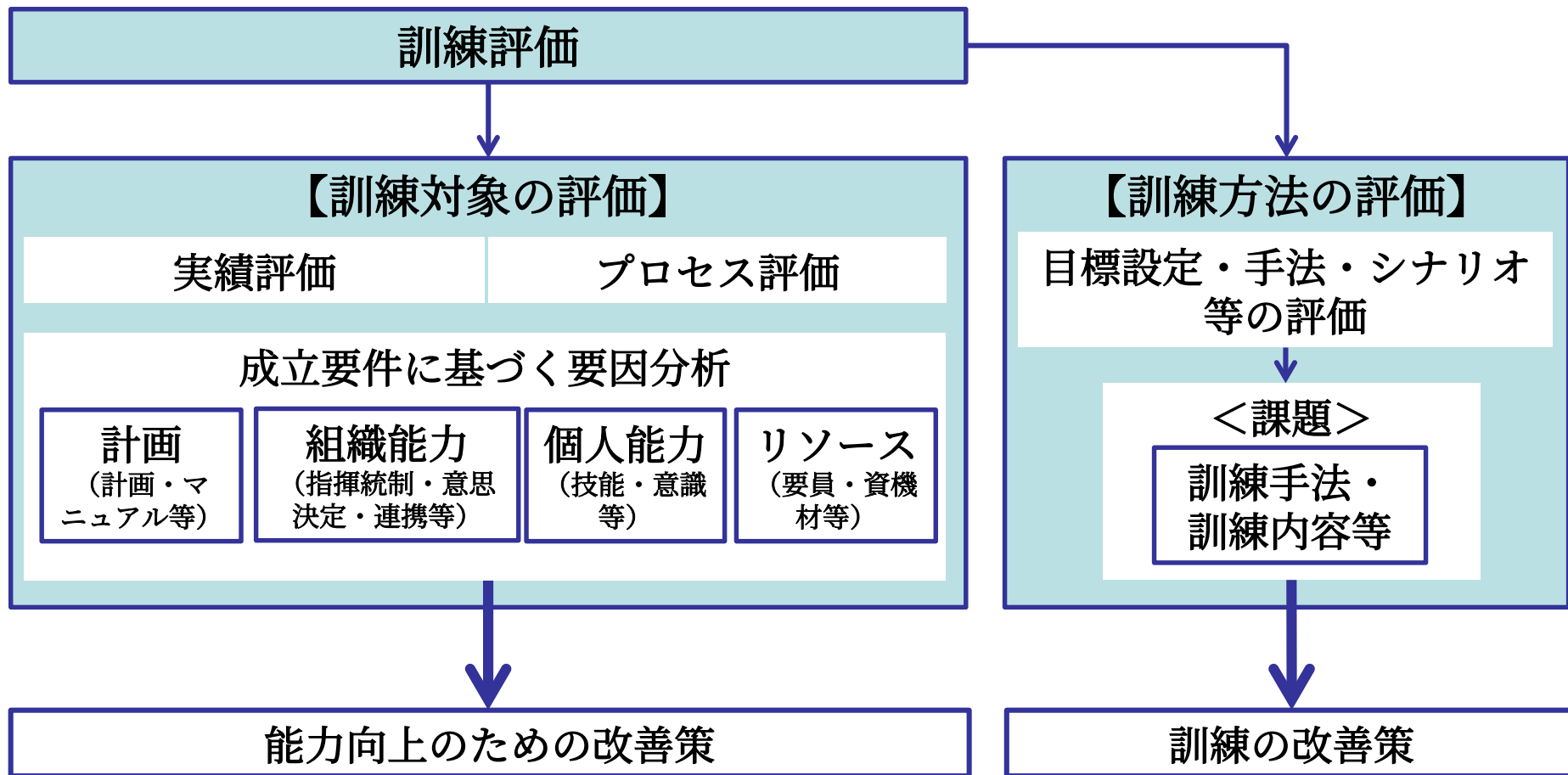
活動手順の理解／機器操作等への習熟

計画・マニュアル、訓練等



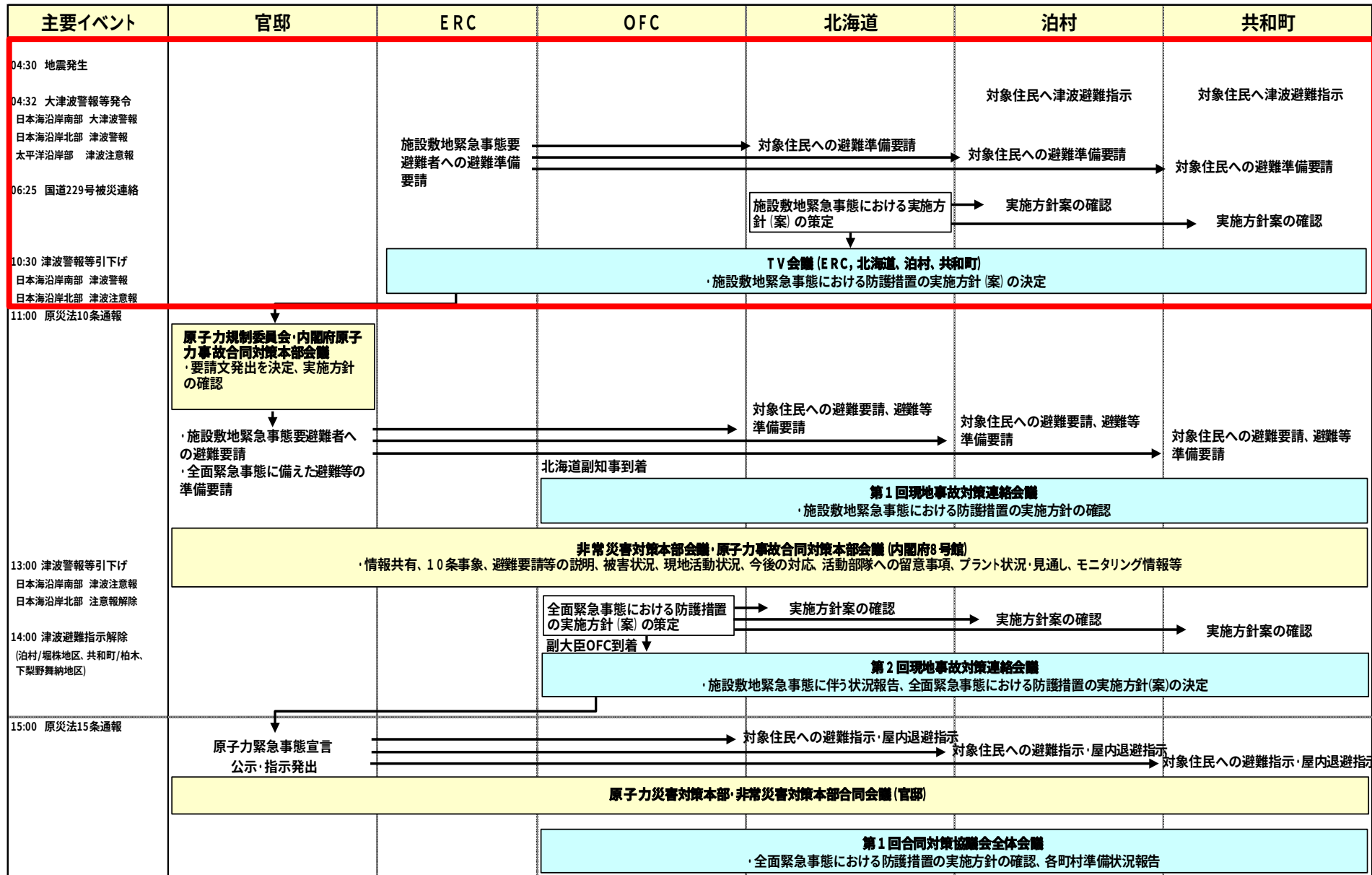
改善

リソース
(要員・資機材)



住民避難に係る意思決定の流れ (警戒事態)

資料14



要 請

平成28年11月13日 4時45分

北海道知事 殿
泊村長 殿
共和町長 殿
岩内町長 殿
神恵内村長 殿
寿都町長 殿
蘭越町長 殿
ニセコ町長 殿
倶知安町長 殿
積丹町長 殿
古平町長 殿
仁木町長 殿
余市町長 殿
赤井川村長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故警戒本部長

本日4時30分に発生した北海道南西沖を震源とする地震により、大津波警報が発令されたため、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当すると判断したことから、下記の通り要請する。

記

北海道、泊村、共和町、北海道電力株式会社泊発電所のUPZに該当する、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村は、連絡体制の確立等の必要な体制をとること。

北海道電力株式会社泊発電所のPAZ及びUPZに該当する町村であって、地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されている地域の住民等は、引き続き津波に係る避難指示等に従い安全を確保すること。その上で、今後地方公共団体による津波に係る避難指示等が解除されるなど、津波に対する安全が確保できる場合は、以下の対応をとること。また、地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されていない地域においても、同様に以下の対応をとること。

- 北海道電力株式会社泊発電所のPAZに該当する町村の住民の内、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備を実施すること。ただし、施設敷地緊急事態要避難者であって、避難の実施により健康リスクが高まる者は屋内退避の準備を実施すること。
- 北海道電力株式会社泊発電所のPAZの施設敷地緊急事態要避難者に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。

北海道庁は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を実施すること。

津波との複合災害時における原子力災害に係る避難等に関する基本的考え方（人命へのリスクを踏まえ、津波からの安全確保を優先）に基づく要請文

北海道、泊村、共和町、北海道電力株式会社泊発電所のUPZに該当する、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村は、連絡体制の確立等の必要な体制をとること。

北海道電力株式会社泊発電所のPAZ及びUPZに該当する町村であって、地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されている地域の住民等は、引き続き津波に係る避難指示等に従い安全を確保すること。その上で、今後地方公共団体による津波に係る避難指示等が解除されるなど、津波に対する安全が確保できる場合は、以下の対応をとること。また、地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されていない地域においても、同様に以下の対応をとること。

- 北海道電力株式会社泊発電所のPAZに該当する町村の住民の内、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備を実施すること。ただし、施設敷地緊急事態要避難者であって、避難の実施により健康リスクが高まる者は屋内退避の準備を実施すること。
- 北海道電力株式会社泊発電所のPAZの施設敷地緊急事態要避難者に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。

北海道庁は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を実施すること。



広報班の班内ミーティング



オンサイト総括によるプラント情報の幹部報告



住民安全班の初動活動



広報官による記者会見



施設敷地緊急事態の実施方針（案）に係る情報共有TV会議



総括班と住民安全班の調整活動



プラント班による10条事象発生の館内放送



オンサイトTV会議による10条事象の認定



原子力防災専門官による警戒事態発生の一斉連絡



総括班の班内情報共有



ヘリテレ映像による被災状況の確認



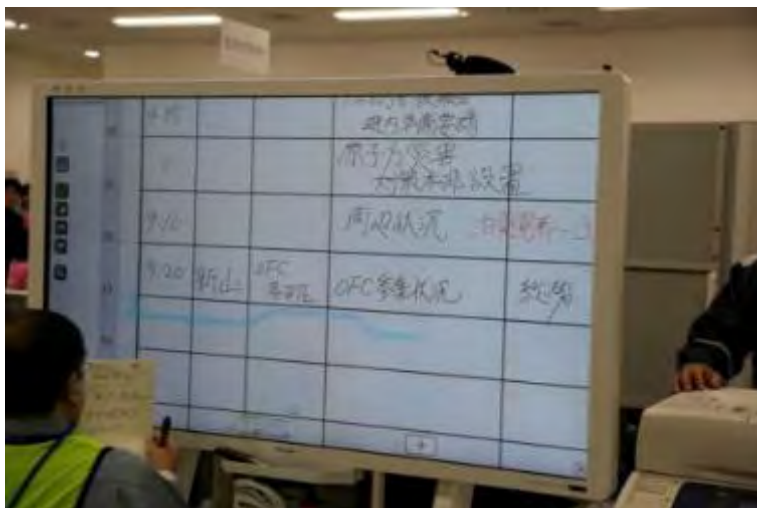
総括班と広報班の調整活動



館内放送による情報の周知



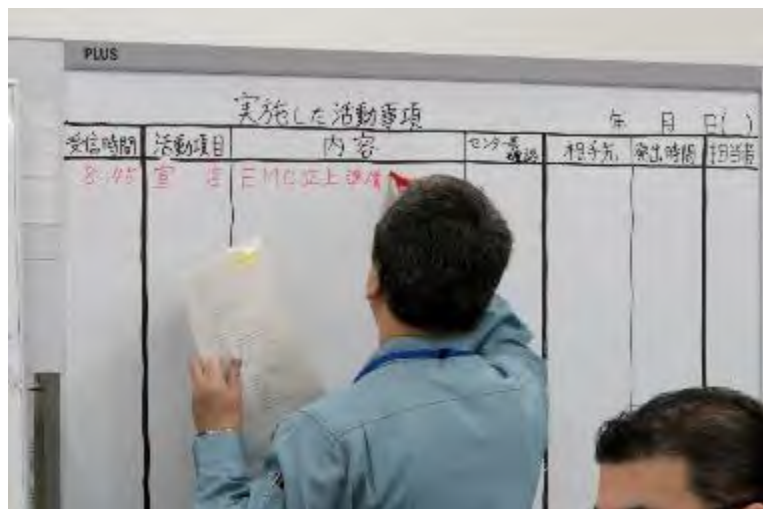
兵棋台を使った状況把握



電子ホワイトボードへ活動の記録



施設敷地緊急事態実施方針（案）に係る
情報共有TV会議の傍聴



EMC立上げ準備活動の記録



EMC立上げ準備要員到着



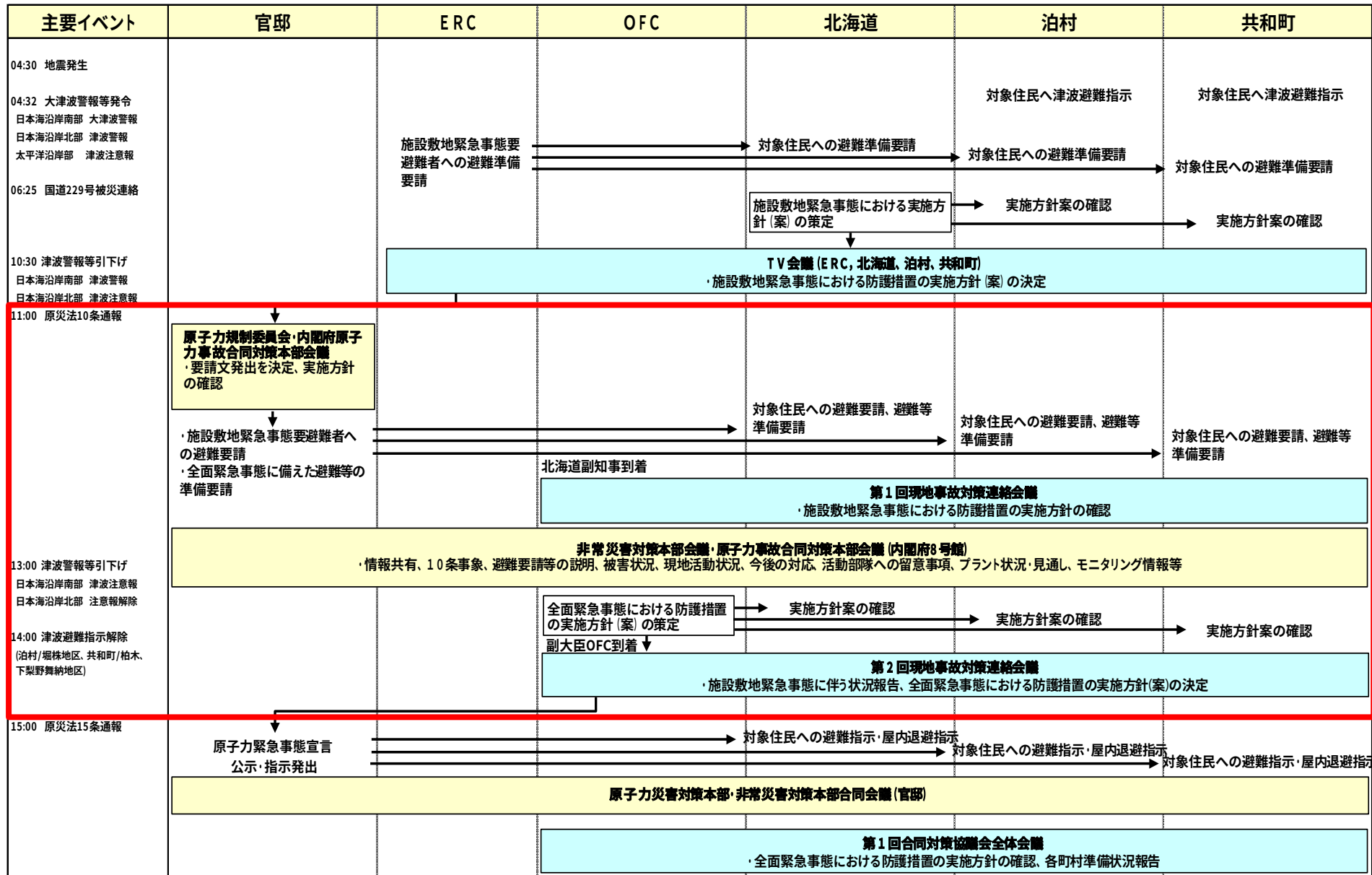
EMC要員の活動状況の共有



EMC内情報共有

住民避難に係る意思決定の流れ (施設敷地緊急事態)

資料19



施設敷地緊急事態要避難者の防護措置

北海道電力株式会社泊発電所のP A Zにおける、以下の施設敷地緊急事態要避難者を対象に避難を実施（対象：2町村548人）

- ü 学校・保育所・幼稚園の児童等（泊小学校の全児童及びP A Z圏内に自宅が所在する共和中学校生徒を含む。）
- ü 社会福祉施設の入所者
- ü 在宅の避難行動要支援者
- ü 安定ヨウ素剤を服用できない者

<防護措置の基本的考え方>

- 1 地震、津波災害からの安全確保を優先し、津波避難指示が解除され、避難体制が整った段階で、順次、避難を実施。（避難開始までは屋内退避を継続）

※当該地域（北海道日本海沿岸南部）の津波警報が注意報に切り替えられた時点で、泊村・共和町は現地の状況把握を行った後に津波による避難指示を解除する見込み。

【泊村】

- 1 P A Z内は全域に津波避難指示が出されているため、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者は、引き続き避難指示に従って、高台避難場所において待機し安全を確保。津波避難指示が解除され、かつ、避難経路の啓開及び避難用車両（バス等）が確保できた段階で、以下により避難を実施。
- 1 泊村内の社会福祉施設の避難可能な入所者は、予め避難先と定められた黒松内町の社会福祉施設が、地震の影響により受入準備に時間を要するため、道の調整により、京極町の施設を代替避難先として確保。避難にはバス及び福祉車両を使用。
- 1 その他の施設敷地緊急事態要避難者は、一時滞在場所（札幌市南区体育館）を經由して、札幌市の避難先へ避難を実施。避難には、バス及び自家用車を使用。

【共和町】

- Ⅰ P A Z内の津波避難指示が出された地域は高台避難場所からの避難経路の確保が可能なため、P A Z内の施設敷地要避難者は、避難経路の安全確認及び避難用車両（バス等）が確保でき次第、留寿都村の避難先（兼 一時滞在場所）への避難を実施。避難には、バスを使用。
- Ⅰ 無理に避難すると健康リスクが高まる者については、近隣の放射線防護施設（津波避難指示区域外）に福祉車両で移動し、屋内退避を実施。その上で、本人の容体、避難用車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ避難を実施。
※ 岩内町については、P A Z内に住民なし。

一般住民への措置

【P A Z】

- Ⅰ P A Z内における住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く）に対しては、避難準備を要請。なお、津波避難指示が出されている地域については、同指示が解除された後、住民を順次帰宅させ、避難準備を行う（対象：2町村2,382人）。

【U P Z】

- Ⅰ U P Z内における全ての住民を対象に屋内退避準備を要請。なお、津波避難指示が出されている地域については、同指示が解除された後、住民を順次帰宅させ、屋内退避準備を行う（対象：13町村75,936人）。

施設敷地緊急事態における避難の実施方針

資料21-1

[泊村・釜地区]
津波により被災 (国道229号)
※被災の程度は比較的重大

○大津波警報発表中

泊村 (PAZ内) における
概ねの居住区域

泊村は村内全住民に
津波避難指示を発令

[発電所の北部近傍]
津波により被災 (国道229号)
※被災の程度は比較的小さい

共和町

() 内は支援者数 外数
安定ヨウ素剤を服用できない者は該当なし

	高所避難場所	対象 集落	一般 住民	施設敷地 緊急事態 要避難者	避難によって 健康リスクが 高まる者
①	北電体育館	柏木	50	3 (3)	1 (1)
②	はまなす 幼児センター	下梨野 舞納	8	0 (0)	—
合 計			58	3 (3)	1 (1)

避難指示区域の住民が
避難する津波避難場所

● : 泊村
● : 共和町

共和町 (PAZ内) における
概ねの居住区域

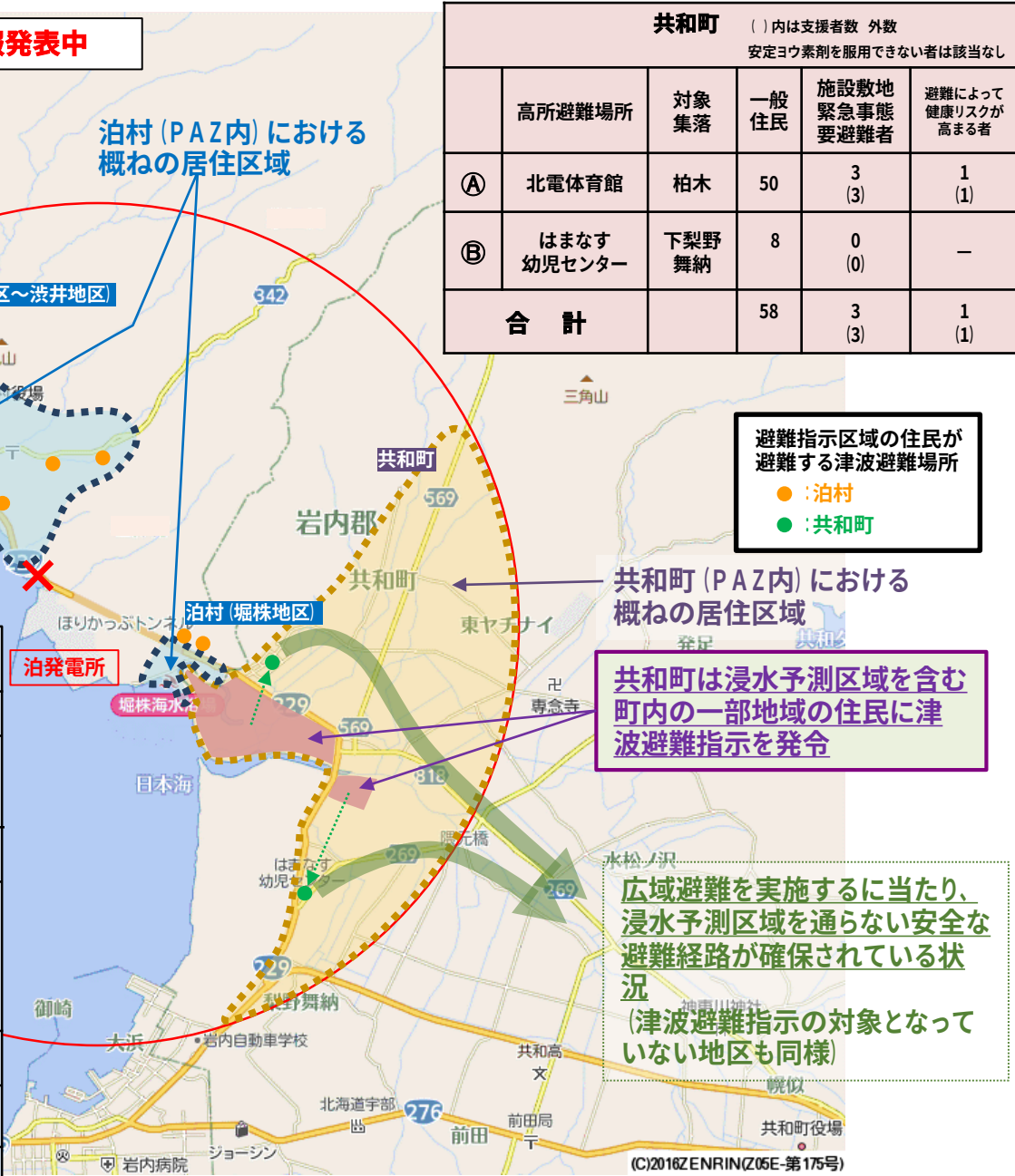
共和町は浸水予測区域を含む
町内の一部地域の住民に津
波避難指示を発令

広域避難を実施するに当たり、
浸水予測区域を通らない安全な
避難経路が確保されている状
況
(津波避難指示の対象となっ
ていない地区も同様)

泊村

() 内は支援者数 外数
津波によって健康リスクが
高まる者は該当なし

	高台避難場所	対象 集落	一般 住民	施設敷地緊急事態要避難者		
				保育所 小・中学校 社会福祉 施設入所者	在宅 要支援者	安定ヨウ素剤 を服用できな い者
①	教員住宅裏 山竜神橋上	堀株	118	-	1 (1)	1
②	とまり保育所 泊まり中学校 智竜寺 泊村公民館 泊村アイスセンター 照岸・糸泊地区集会所 むつみ荘	渋井 茅沼 臼別 第一 第二 第三 照岸	984	188 (91)	21 (21)	11
③	泊小学校	PAZ 圏外	-	89 (14)	-	-
小 計			-	277 (105)	22 (22)	12
合 計			1,102	311 (127)		



(C)2016Z ENRIN(Z05E-第175号)

資料 21-2

	泊村	共和町	合計
施設敷地緊急事態 要避難者（人）	311	237	548

国道229号→道道818号→道道269号→
国道276号→国道5号→札樽自動車道

地震の影響により早期受入困難

要 請

平成28年11月13日11時13分

北海道知事 殿
泊村長 殿
共和町長 殿
岩内町長 殿
神恵内村長 殿
寿都町長 殿
蘭越町長 殿
ニセコ町長 殿
倶知安町長 殿
積丹町長 殿
古平町長 殿
仁木町長 殿
余市町長 殿
赤井川村長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

北海道電力株式会社から泊発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け、原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZ及びUPZに該当する町村であって、地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されている地域の住民等は、引き続き津波に係る避難指示等に従い安全を確保すること。その上で、今後地方公共団体による津波に係る避難指示等が解除されるなど、津波に対する安全が確保できる場合は、以下の対応をとること。また、地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されていない地域においても、同様に以下の対応をとること。

- 北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZに該当する町村の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。当該地域の一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅等すること。当該地域の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く。）は、避難準備を実施すること。
- PAZの地方公共団体は、PAZに該当する町村の住民に対する安定ヨウ素剤の配布準備を行うこと。
- 北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のUPZの住民は、屋内退避の準備を実施すること。当該地域の一時滞在者は帰宅等すること。

PAZ及びUPZに該当する町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

津波との複合災害時における原子力災害に係る避難等に関する基本的考え方（人命へのリスクを踏まえ、津波からの安全確保を優先）に基づく要請文

北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZ及びUPZに該当する町村であって、地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されている地域の住民等は、引き続き津波に係る避難指示等に従い安全を確保すること。その上で、今後地方公共団体による津波に係る避難指示等が解除されるなど、津波に対する安全が確保できる場合は、以下の対応をとること。また、地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されていない地域においても、同様に以下の対応をとること。

- 北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZに該当する町村の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。当該地域の一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅等すること。当該地域の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く。）は、避難準備を実施すること。
- PAZの地方公共団体は、PAZに該当する町村の住民に対する安定ヨウ素剤の配布準備を行うこと。
- 北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のUPZの住民は、屋内退避の準備を実施すること。当該地域の一時滞在者は帰宅等すること。

PAZ及びUPZに該当する町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。



入間基地に到着した派遣要員



搭乗手続



自衛隊機 (C 1)への搭乗



入間基地より離陸



丘珠駐屯地への着陸



自衛隊機（C1）より降機



バス（代替輸送手段）への乗車



泊OFCへ到着



医療班の活動



放射線班の活動



広報班の活動



非常災害対策本部と実動対処班の合同オペレーション



非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議



第2回現地事故対策連絡会議傍聴



オンサイトTV会議による15条事象の認定



第1回現地事故対策連絡会議（関係者との情報共有）



国職員到着後の情報共有



住民安全班の活動



実動対処班の班内ミーティング



広報班の活動



第2回現地事故対策連絡会議（内閣府副大臣（原子力防災担当）到着後）



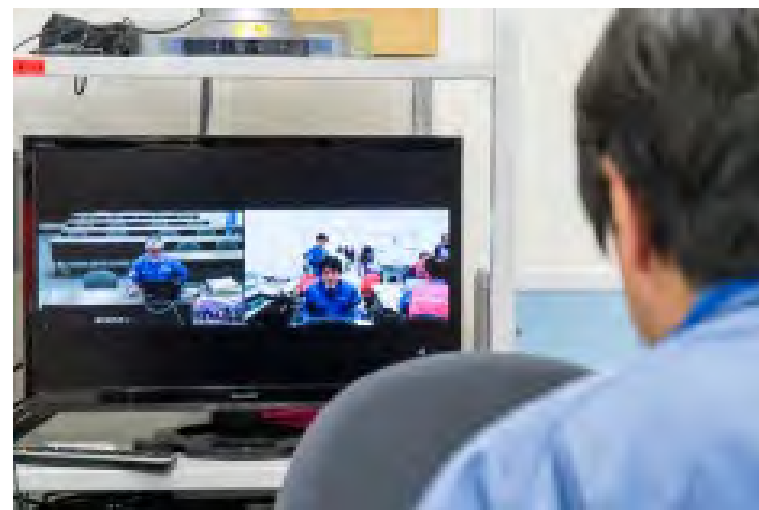
EMCとプラントチームの調整



EMCと放射線班の調整



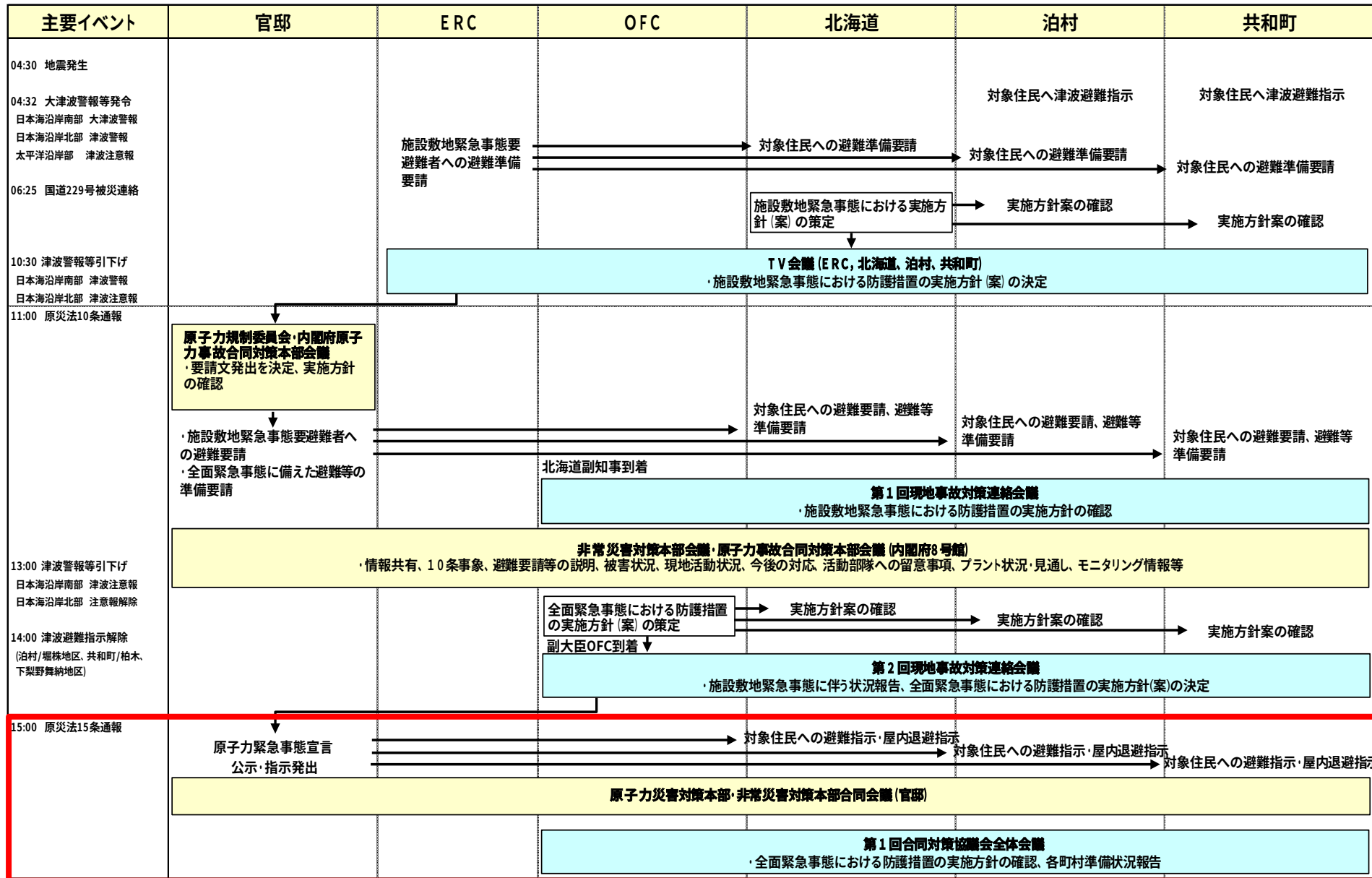
緊急時モニタリング実施計画の立案



PC-TV会議による拠点間連携

住民避難に係る意思決定の流れ (全面緊急事態)

資料27



避難の対象となる住民への措置

北海道電力株式会社泊発電所のPAZにおける、全ての住民を対象に避難を実施（対象：2町村2,905人）

<避難に際しての基本的考え方>

- 1 地震、津波災害からの安全確保を優先し、安全が確保された場合にのみ防護措置を実施。

【泊村】

- 1 津波に係る避難指示が発せられた地域の住民等は、引き続き避難指示に従い、高台避難場所にて待機し安全を確保。
- 1 津波避難指示が解除され、津波に対する安全が確保され、かつ、避難経路の啓開が完了し、避難用車両（バス等）が到着次第、以下により避難を実施。
- 1 泊村内の社会福祉施設の避難可能な入所者は、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、京極町の社会福祉施設へ避難を実施。避難にはバス及び福祉車両を使用。その他の施設敷地緊急事態要避難者等住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、一時滞在場所（札幌市南区体育館）を經由して、札幌市の避難先へ避難を実施。避難には基本的にバスを使用。

【共和町】

- 共和町の住民は、緊急配布場所（バス集合場所）で、安定ヨウ素剤の配布を受け、服用し、留寿都村の避難先（兼 一時滞在場所）へ避難を実施。避難には、バスを使用。

※ 岩内町については、P A Z内に住民なし

屋内退避の対象となる住民への措置

- 北海道電力株式会社泊発電所のU P Zにおける住民は、屋内退避を実施（対象者数 7 5, 9 3 6 人）

全面緊急事態における避難の実施方針

資料29-1

※施設敷地緊急事態要避難者は、全て支援者とともに避難先へ到着済み

[泊村・盃地区]
津波により被災 (国道229号)
※被災の程度は比較的重大。

※泊小学校はUPZに所在するが、PAZ圏内に自宅が所在する児童がいることから施設敷地緊急事態で避難。

津波避難指示を発令中
(啓開が完了するとともに、
広域避難を行うに当たっての避難経路の安全が確保されるまで継続)

津波に係る避難指示区域
(泊村)の住民が避難する
津波避難場所

[発電所の北部近傍]
津波により被災 (国道229号)
被災の程度は比較的小さい。
17:00頃に啓開完了見込み。

津波避難指示は
解除 (14:00頃)

共和町

()内は支援者数 (一般住民含む)
安定ヨウ素剤を服用できない者は該当なし

津波に係る 高所避難場所等	対象 集落	一般住 民	施設敷地緊 急事態要避 難者	避難によっ て健康リス クが高まる 者
① 北電体育館	柏木	60	—	1 (1)
② はまなす 幼児センター	下梨野 舞納	8	55 (18)	—
合 計		68	55 (18)	1 (1)

- 泊村 (PAZ内) における概ねの居住区域
- 共和町 (PAZ内) における概ねの居住区域
- 共和町 (PAZ内) における津波に係る避難指示区域

共和町は津波避難指示
解除 (14:00頃)

広域避難を実施するに当たり、
浸水予測区域を通らない安全
な避難経路が確保されている
状況
(津波に係る避難指示の対象となっていない地区も同様)

- 4:30: 北海道南西沖を震源とする地震発生
- 4:32: 北海道日本海沿岸南部において大津波警報発表
- 津波注意報発表中
(13:00に津波警報から津波注意報に切り替え)

泊村

()内は支援者数 (一般住民を含む)
避難によって健康リスクが高まる者は該当なし

	津波に係る 高所避難場所	対象 集落	一般 住民	保育所 小・中学校 社会福祉 施設入所者	施設敷地 緊急事態 要避難者	安定ヨウ素剤 を服用でき ない者
①	教員住宅裏山 竜神橋上	堀株	126	—	1 ※ (1)	—
②	とまり保育所 泊村総合福祉センター 泊村公民館 泊村アイスセンター 照岸・糸泊地区集会所 むつみ荘	洪井 茅沼 臼別 第一 第二 第三 照岸	998	188 (91)	21 (21)	12
③	泊小学校	PAZ 圏外	—	89 (14)	—	—
合 計			1,124	277 (105)	22 (22)	12

※うち1名は支援者とともに避難先へ移動中

※施設敷地緊急事態要避難者は、1名が支援者とともに避難先へ移動中。他の要避難者は津波避難所で退避中。

全面緊急事態における避難の実施方針

資料29-2

泊村のPAZ内（一部（堀株地区）を除き津波避難指示継続中）は、津波注意報に切り替わり後、自治体職員による現地の状況確認・道路パトロールを終了。今後、津波避難指示が解除され安全が確保され、避難経路の啓開及び避難車両の確保がされた後に避難を実施する。共和町PAZ内（全域14:00頃津波避難指示解除済）の対象者は、浸水予測区域を通らない安全な避難経路が確保されているため避難先施設へ避難。

〔泊村・釜地区〕
国道229号：津波被害により不通。復旧見通し立たず。被災の程度は比較的重大。

〔発電所の北部近傍〕
国道229号：津波被害により不通。被害軽微のため、当該箇所を啓開し、共和町を経由して避難する。
17:00頃道路啓開完了見込み

- 学校
- 保育園・幼稚園
- 社会福祉施設

共和町 1,470人
（施設敷地緊急事態要避難者：内数224人）

避難先施設
留寿都村
避難先（兼一時滞在場所）（1施設）

（施設敷地緊急事態要支援者 全員避難済）

〈泊村〉避難経路
国道229号→道道818号→
道道269号→国道276号→
国道5号→札幌自動車道

〈泊村〉避難経路（社会福祉施設）
道道342号→国道229号→
国道276号→道道5号→国道276号
→国道230号

〈共和町〉避難経路
国道276号→国道5号→
道道66号→国道230号

泊村 1,435人
（施設敷地緊急事態要避難者：内数311人）

避難先施設 ※津波に係る避難指示解除後、避難を実施

札幌市
望な 樺螺嚙（1施設）
→避難先（1施設）

京極町
社会福祉施設（1施設）

（施設敷地緊急事態要避難者 1名避難中）
他は津波避難継続中

	泊村	共和町	合計
（上段）PAZ内の住民	997人	1,233人	2,230人
（下段）施設敷地緊急事態要避難者 （ ）内は支援者、外数	311人 （127人）※1	237人 （ ）※2	548人 （127人）

※1：うち1名は支援者とともに避難先へ移動中 ※2：避難先到着済み

指 示

平成28年11月13日15時36分

北海道知事 殿
泊村長 殿
共和町長 殿
岩内町長 殿
神恵内村長 殿
寿都町長 殿
蘭越町長 殿
ニセコ町長 殿
倶知安町長 殿
積丹町長 殿
古平町長 殿
仁木町長 殿
余市町長 殿
赤井川村長 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

北海道電力株式会社泊発電所第3号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZ及びUPZに該当する町村であって、地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されている地域の住民等は、引き続き津波に係る避難指示等に従い安全を確保すること。その上で、今後地方公共団体による津波に係る避難指示等が解除されるなど、津波に対する安全が確保できる場合は、以下の対応をとること。また、地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されていない地域においても、同様に以下の対応をとること。

- 北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZに該当する町村の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。
- 北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のUPZに該当する町村の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。

PAZ及びUPZに該当する町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

津波との複合災害時における原子力災害に係る避難等に関する基本的考え方（人命へのリスクを踏まえ、津波からの安全確保を優先）に基づく指示文

北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZ及びUPZに該当する町村であって、地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されている地域の住民等は、引き続き津波に係る避難指示等に従い安全を確保すること。その上で、今後地方公共団体による津波に係る避難指示等が解除されるなど、津波に対する安全が確保できる場合は、以下の対応をとること。また、地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されていない地域においても、同様に以下の対応をとること。

- 北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZに該当する町村の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。
- 北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のUPZに該当する町村の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。

PAZ及びUPZに該当する町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。



原子力緊急事態宣言



原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議



避難状況の把握



プラント状況の把握



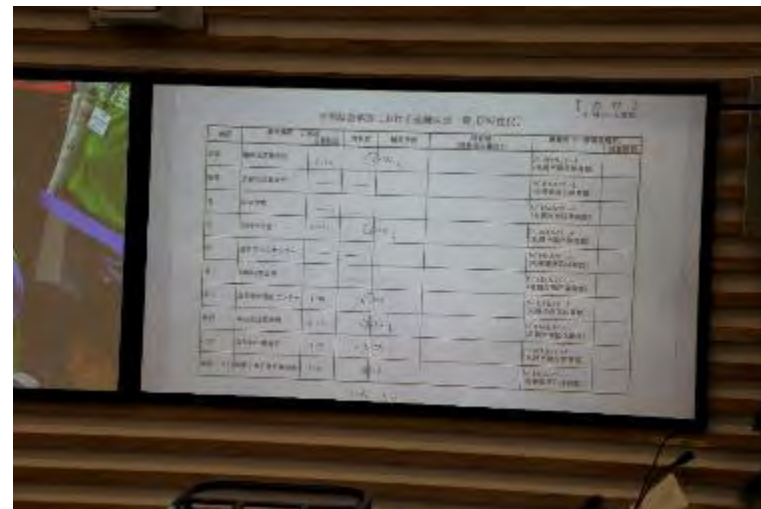
取りまとめ報の集約



住民避難状況の確認



第1回原子力災害合同対策協議会（PAZ避難、UPZ屋内退避指示）



第2回原子力災害合同対策協議会（P A Z内住民の避難状況の確認）



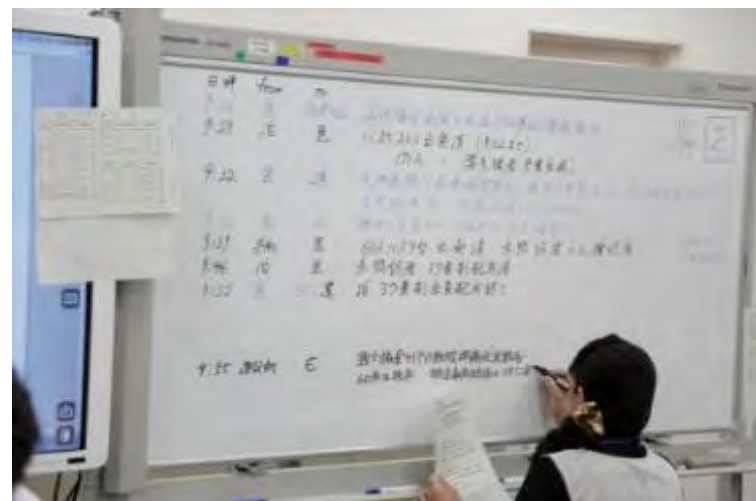
電子ホワイトボードを使用した検討



避難状況の把握（ヘリテレ）



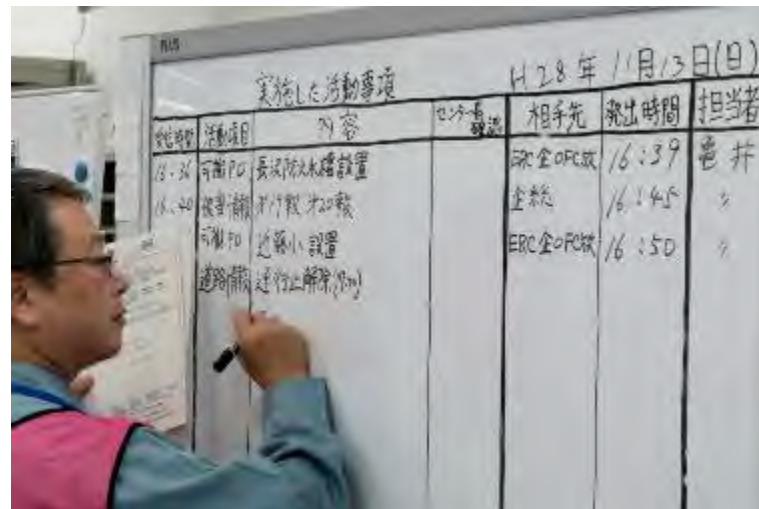
実動組織の活動状況の把握



ホワイトボードへの入手情報の記録



EMCと放射線班の調整



EMC活動の記録



緊急時モニタリング結果の確認



EMCとプランチームの調整

一時移転等の対象となる地区

岩内町大浜地区の一部、岩内市街地区、野東地区、円山地区、敷島内地区における全ての住民を対象に、一時移転を実施
（6地区13,428人）

＜避難に際しての基本的考え方＞

【一時移転】

- 1 対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施。（対象者数 41人）一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- 1 一時移転対象者（社会福祉施設の入所者）は、一時滞在場所（北海きたえーる）を經由して、札幌市の避難先へ移動。移動には、施設所有車両又はバスを使用。
- 1 なお、一時移転までの間、自宅損壊等により自宅での屋内退避が困難である場合には、自治体により設定された近隣の避難所等にて屋内退避を実施する。

【地域生産物の摂取制限】

- 1 対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

岩内地区住民の一時移転の概要

資料36

岩内町

地区	出発地点	移動手段	人数	避難退域時 検査所	避難先
野東	岩内あけぼの学園	バス	26人	後志総合振興局	伊達市内及び清水町内の施設
野東	コミュニティホーム岩内	福祉車両	6人		札幌市内の施設
宮園	岩内厚生園	福祉車両	7人		函館市内の施設
栄	グループホームそよかぜ	福祉車両	4人		札幌市内の施設



一時移転等の対象となる地区

神恵内村神恵内地区、赤石地区、珊内地区、川白地区における、全ての住民を対象に一時移転を実施（4地区923人）

＜避難に際しての基本的考え方＞

【一時移転】

- 1 対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施。（対象者数 923人）一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- 1 一時移転対象者（社会福祉施設の入所者）は、一時滞在場所（ガトーキングダムサッポロ）を経由して、札幌市の避難先へ移動。移動には、自家用車又はバスを使用。
- 1 避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、容体、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、近傍の放射線防護施設へ移動を行う。
- 1 なお、神恵内村珊内地区は、国道229号線の道路不通により孤立していることから、一時移転住民の一部をヘリによる移送を実施。悪天候の場合は道路啓開後、車両による移転を実施するまで屋内退避を実施。

【地域生産物の摂取制限】

- 1 対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

神恵内地区住民の一時移転の概要

資料38



一時移転等の対象となる地区

積丹町美国地区、婦美地区、丸山地区、幌武意地区、入舸地区、日司地区、野塚地区、西河地区、来岸地区、余別地区、神岬地区、古平町泥の木地区、鴨居木地区、廻り渚地区、歌棄地区、沢江浜町地区、沖町地区、西部地区における、全ての住民を対象に一時移転を実施
(18地区5,605人)

<避難に際しての基本的考え方>

【一時移転】

- 1 対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施。(対象者数 5,605人) 一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- 1 一時移転対象者(社会福祉施設の入所者)は、一時滞在場所(積丹町:札幌市西区体育館、古平町:小樽市総合体育館)を經由して、積丹町は札幌市の避難先へ、古平町は小樽市内の避難先へ移動。移動には、自家用車又はバスを使用。
- 1 避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、容体、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、近傍の放射線防護施設へ移動を行う。

【地域生産物の摂取制限】

- 1 対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

積丹・古平地区住民の一時移転の概要

資料40

積丹町

地区	出発地点	移動手段	人数	避難退域時 検査所	避難先
美国	総合文化センター	バス	28人	スペースアップル よいち	西区体育館 (札幌市)

古平町

地区	出発地点	移動手段	人数	避難退域時 検査所	避難先
沢江 浜一 旭	海洋センター	バス	15人	スペースアップル よいち	小樽市総合体育館 (小樽市)
本町 丸山町 新地町	幼児センター		14人		
港町	漁港会館	バス	5人		
浜三	元気プラザ		4人		
銀座 浜五 清住 本陣	文化会館		17人		
れい明	共働の家	福祉車両	4人		小樽市内の施設
れい明	共働の家	福祉車両	11人		
—	古平町役場	自家用車	2人		小樽市総合体育館 (小樽市)
—	古平町役場	自家用車	2人		

積丹・古平地区

古平町:避難先
小樽総合体育館 (小樽市)

積丹町:避難先
西区体育館 (札幌市)

避難退域時検査所
(スペースアップルよいち)



一時移転指示文 (総合訓練)

資料41-1

指示文 (岩内町)

指 示

平成28年11月14日11時40分

北海道知事 殿
岩内町長 殿

原子力災害対策本部長 安倍 晋三

北海道電力株式会社泊発電所第3号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

- ・北海道電力株式会社泊^{どまり}発電所のUPZのうち、北海道岩内町^{いわないちょう}大浜^{おおはま}の一部、岩内市街^{いわないしがい}、野^の東^{づか}、円山^{まるやま}、敷島内^{しきしまない}の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- ・北海道電力株式会社泊^{どまり}発電所のUPZのうち、北海道岩内町^{いわないちょう}大浜^{おおはま}の一部、岩内市街^{いわないしがい}、野^の東^{づか}、円山^{まるやま}、敷島内^{しきしまない}の地域生産物の摂取を控えること。

指示文 (神恵内村)

指 示

平成28年11月14日11時45分

北海道知事 殿
神恵内村長 殿

原子力災害対策本部長 安倍 晋三

北海道電力株式会社泊発電所第3号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

- ・北海道電力株式会社泊^{どまり}発電所のUPZのうち、北海道神恵内村^{かみえないむら}の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- ・北海道電力株式会社泊^{どまり}発電所のUPZのうち、北海道神恵内村^{かみえないむら}の地域生産物の摂取を控えること。

指示文 (積丹町、古平町)

指 示

平成28年11月14日11時50分

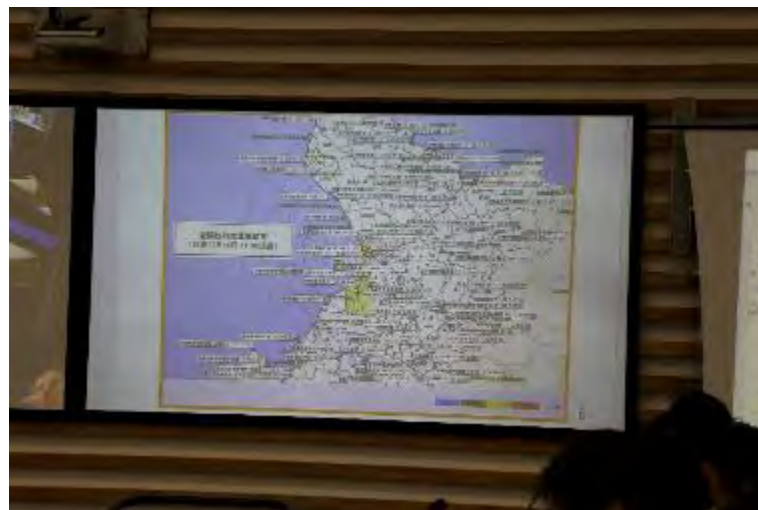
北海道知事 殿
積丹町長 殿
古平町長 殿

原子力災害対策本部長 安倍 晋三

北海道電力株式会社泊発電所第3号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

- 北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のUPZのうち、北海道積丹町^{しやこたんちやう びくに}美国、古平町^{ふるびらちやう}の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- 北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のUPZのうち、北海道積丹町^{しやこたんちやう びくに}美国、古平町^{ふるびらちやう}の地域生産物の摂取を控えること。



第3回原子力災害合同対策協議会（UPZ一時移転の指示）



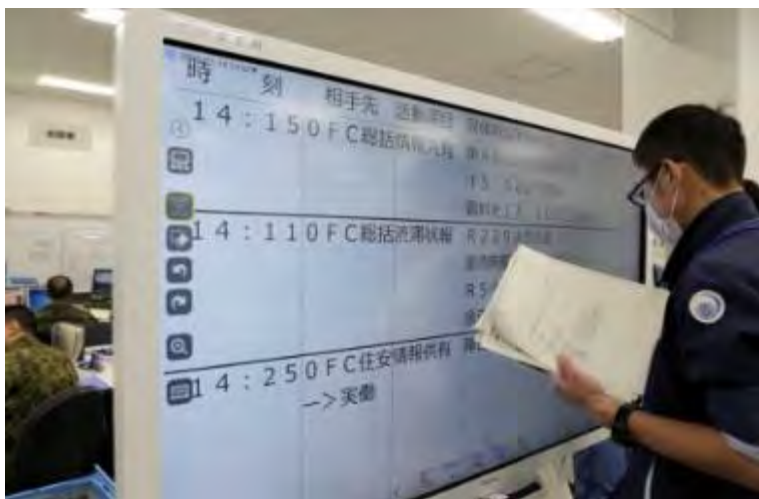
第4回原子力災害合同対策協議会（U P Z一時移転の実施状況の確認）



放射線班と住民安全班の調整



医療班と実動対処班の調整



電子ホワイトボードへの記録



一時移転の状況把握



モニタリングカーによる走行サーベイ



EMCと放射線班の調整



緊急時モニタリング結果の確認

PAZ内(泊村)要避難者の避難実施結果(在宅要避難者)

資料44

- 13:50 泊村堀株地区の津波に係る避難指示を解除
- 14:10 同地区の施設敷地緊急事態要避難者へ避難を指示
- 14:22 民間中型バス1台に、住民9人の他、職員4人が乗車し、堀株地区集会所を出発
仁木町のきのこ王国まで行き、同地で折り返し

出発地点	出発予定時刻	到着地点	到着予定時刻
堀株地区集会所	14:00	きのこ王国 (仁木町)	16:00
	実績 14:22		実績 15:07

避難経路

国道229号→道道818号→道道269号→国道276号→国道5号
(→札幌自動車道)

きのこ王国(仁木町)
にて折り返し

きのこ王国到着

堀株地区13人
(中型バス1台)

堀株地区集会場

在宅要避難者参集

バス乗車

一時滞在場所
(札幌市南区体育館)

避難先:札幌市



PAZ内(泊村) 要避難者の避難実施結果(学校)

資料46



PAZ内(泊村)要避難者の避難実施結果(社会福祉施設)

資料47



PAZ内(共和町)要避難者の避難実施結果(在宅要避難者)

資料48



○PAZ内要避難者の避難実施結果

地区名	区分	津波 避難 指示	避難 人数	10条 避難 指示	避難 人数	計	バス 集合 場所
柏木	計画	4:35頃 (8:35頃)	10	11:30頃 (見込)	10	30	北電 体育館
	実績	8:35	10		9		
北電 社宅会	計画	-	-	11:23	25		
	実績	-	-		21		

※避難人数は、訓練参加者数

○各バス集合場所の避難経路(実績)

各バス集合場所の配車経路	
町福祉バス 11:30~50頃 出発	北電体育館 (12:01発) → 発足克雪管理センター(問診場所) (12:07着、12:18発) → 留寿都村 (13:32着)

○避難行動により健康リスクが高まる者の搬送(実績)

健康リスクが上がる者の搬送経路

(共和町役場※運転手) → 保健センター (11:30頃) → ⑦北電体育館 (11:46) → 保健センター (12:02)



PAZ内(共和町)要避難者の避難実施結果(学校)

資料50



PAZ内(泊村)住民の避難実施結果

資料51



PAZ内(共和町)住民の避難実施結果

資料52



状況説明



安定ヨウ素剤の配布



○PAZ内住民の避難実施結果

地区名	避難人数	計	バス集合場所	バス台数	出発時間	到着時間	所要時間
柏木	0人	15人	⑦北電体育館	民間バス1台	9:07	10:36	1時間29分
北電社宅会	15人						
宮丘	8人	17人	①宮丘地区寿の家	民間バス1台	9:05	10:31	1時間26分
	5人		③ビシャムナイ会館	民間バス1台	9:06	10:31	1時間25分
	4人		②北辰小学校	民間バス1台	9:10	10:23	1時間13分
ヤチナイ	14人	14人	④発足コミュニティセンター	民間バス1台	9:10	10:36	1時間26分
リヤムナイ中央	9人	10人	⑥発足克雪管理センター	民間バス1台	9:05	10:13	1時間8分
発足リヤムナイ	1人						
下梨野舞納	4人	6人	⑤はまなす幼児センター	民間バス1台	9:08	10:20	1時間12分
松里	0人						
安達	2人						
計		62人		民間バス7台			

○各バス集合場所の配車経路

各バス集合場所の配車経路	
住民避難バス(7台)	各避難所(7箇所)→④⑥⑦のバス:発足克雪管理センター(未問診者数:④2人⑥2人⑦2人、安定ヨウ素剤問診場所経由)→留寿都村



一時移転等の実施結果 (岩内町)

資料53

岩内町

地区	出発地点	出発時間	移動手段	人数	避難退域時 検査所	避難先	到着時間
野東	岩内あけぼの学園	10:55	バス	26人	後志総合振興局	太陽の園 (伊達市)	14:10
野東	コミュニティホーム岩内	12:34	福祉車両	6人		—	13:15
宮園	岩内厚生園	13:08	福祉車両	7人		黒松内つくし園	15:01
栄	グループホームそよかぜ	13:03	福祉車両	4人		—	—



一時移転等の実施結果 (神恵内村)

資料54



一時移転等の実施結果 (積丹町・古平町)

資料55



安定ヨウ素剤の配布



問診票の配布

文化会館

積丹・古平地区

古平町:避難先
小樽総合体育館 (小樽市)

積丹町:避難先
西区体育館 (札幌市)

避難退域時検査所
(スペースアップル余市)

積丹町

地区	出発地点	出発時間	移動手段	人数	避難退域時検査所	避難先	到着時間
美国	総合文化センター	12:52	バス	28人	スペースアップル よいち	西区体育館 (札幌市)	—

古平町

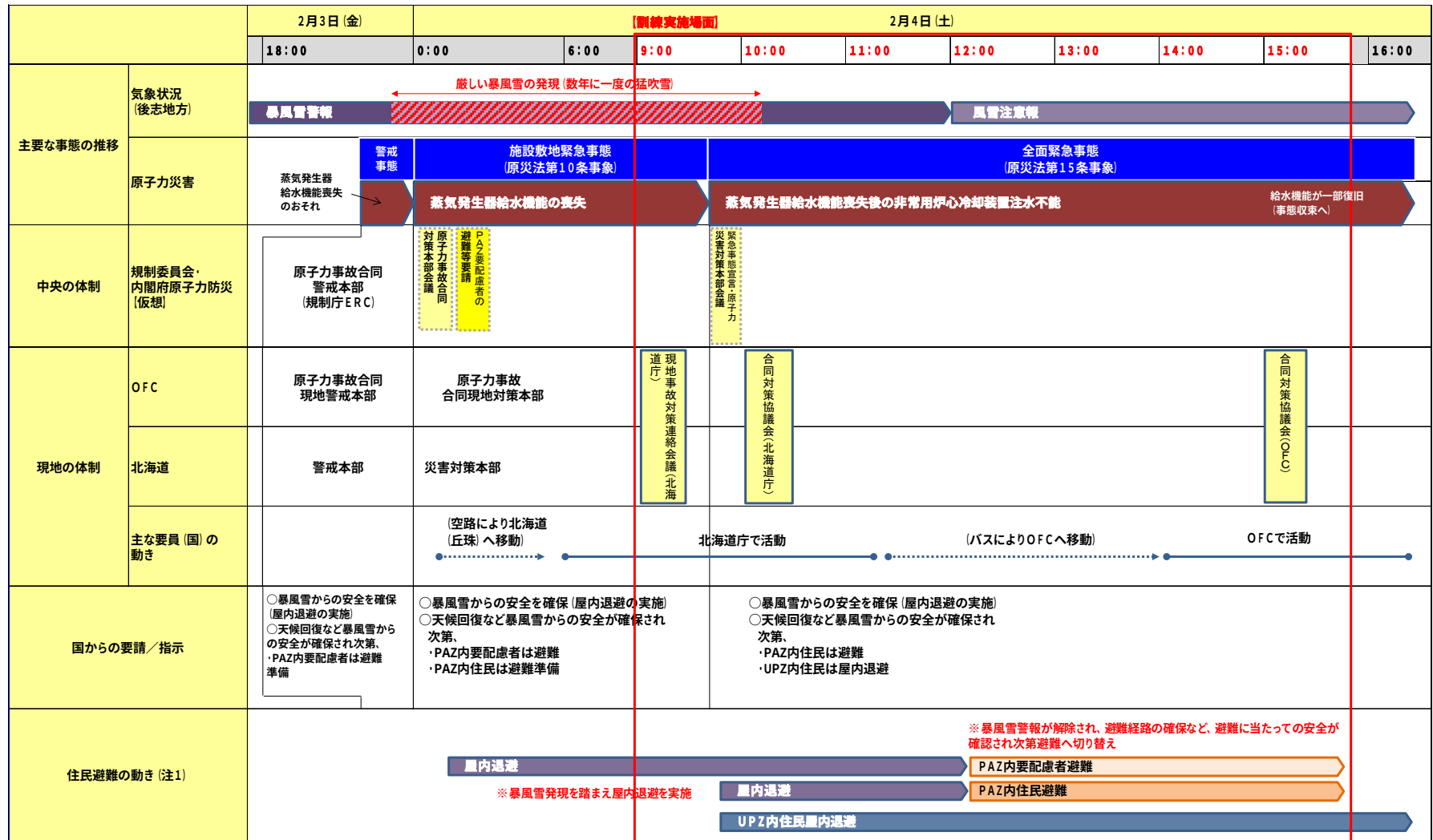
地区	出発地点	出発時間	移動手段	人数	避難退域時検査所	避難先	到着時間
沢江 浜一 旭	海洋センター	12:38	バス	15人	スペースアップル よいち	小樽市総合体育館 (小樽市)	14:23
本町 丸山町 新地町	幼児センター	12:28		14人			
港町	漁港会館	12:26	バス	5人		小樽市総合体育館 (小樽市)	14:23
浜三	元気プラザ	12:32		4人			
銀座 浜五 清住 本陣	文化会館	13:12		17人			
れい明	共働の家	13:00	福祉車両	4人		小樽市内の施設	14:24
れい明	共働の家	13:00	福祉車両	11人			14:24
—	古平町役場	13:00	自家用車	2人		小樽市総合体育館 (小樽市)	14:09
—	古平町役場	13:00	自家用車	2人			14:11



車両検査

冬季訓練の流れ

資料57



(注1) 実動訓練は意思決定訓練のシナリオとは切り離して実施

地域の特性 (冬季の降雪や積雪) を考慮した要素訓練 訓練項目等

資料58

訓練項目	訓練目標	主要活動項目
オフサイトセンター運営訓練	暴風雪の状況を踏まえ、原子力災害現地対策本部の活動拠点を移動しながら、オフサイトセンターの運営を行うとともに、住民等の防護措置の実施方針について、意思決定ができる。	・要員参集、移動 ・本部活動 ・機能班活動 ・全体会議
緊急時モニタリングセンター運営訓練	暴風雪の状況を踏まえ、緊急時モニタリングセンターの活動拠点を移動しながら運営するとともに、緊急時モニタリング実施計画の立案や意思決定ができる。	・要員参集、移動 ・EMCの運営 ・実施計画の作成
安定ヨウ素剤の緊急戸別配布訓練	暴風雪時に天候回復を待つ間のPAZ内住民の予防服用体制を確保するため、共和町職員による安定ヨウ素剤の緊急戸別配布ができる。	・配布体制確立 ・移動 ・戸別配布
PAZ内住民の避難訓練	天候回復後、降雪や積雪を考慮した避難ができる。	・集合場所の開設 ・避難指示伝達 ・住民の受付・誘導 ・避難実施
要配慮者の救助・搬出訓練	自宅等の除雪が困難で避難行動を取ることができない要配慮者等の救出支援ができる。	・除雪 ・要配慮者救出 ・要配慮者搬送
ヘリコプターによる物資緊急輸送訓練	降雪・積雪期においてヘリコプターを活用した応急活動（物資輸送：全面緊急事態に伴い、携帯電話の円滑な通信環境を迅速に確保するため、可搬型基地局を空輸）ができる。	・臨時ヘリポート開設（除雪） ・陸自ヘリ着陸 ・物資搬出



要 請

平成29年2月3日22時5分

北海道知事 殿
泊村長 殿
共和町長 殿
岩内町長 殿
神恵内村長 殿
寿都町長 殿
蘭越町長 殿
ニセコ町長 殿
倶知安町長 殿
積丹町長 殿
古平町長 殿
仁木町長 殿
余市町長 殿
赤井川村長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

北海道電力株式会社泊発電所において、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象が発生したと判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZ及びUPZに該当する、北海道、泊^{とまりむら}村、共和^{きょうわ}町、岩内^{いわない}町、神恵内^{かみえない}村、寿都^{すつと}町、蘭越^{らんこし}町、ニセコ^{にせこ}町、倶知安^{くっちゃん}町、積丹^{しやこたん}町、古平^{ふるびら}町、仁木^{にき}町、余市^{よいち}町、赤井川^{あかいがわ}村は、連絡体制の確立等の必要な体制をとること。

PAZに該当する町村においては、暴風雪警報が発表され、数年に一度の猛吹雪となるおそれがあることから、外出を控える等により、暴風雪からの安全確保を優先すること。その上で、暴風雪からの安全が確保できる場合において、以下の原子力災害に係る避難準備行動等の対応をとること。

- ・PAZに該当する町村の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備を実施すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を実施すること。
- ・PAZの地方公共団体は、PAZに該当する町村の住民であって、施設敷地緊急事態要避難者に対する安定ヨウ素剤の配布準備を行うこと。

北海道は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を実施すること。

PAZ及びUPZに該当する町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

暴風雪（猛吹雪や交通障害）との複合災害時における原子力災害に係る避難等に関する基本的考え方（人命へのリスクを踏まえ、暴風雪からの安全確保を優先）に基づく要請文

北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZ及びUPZに該当する、北海道、泊^{とまりむら}村、共和^{きょうわ}町、岩内^{いわない}町、神恵内^{かみえない}村、寿都^{すつと}町、蘭越^{らんこし}町、ニセコ^{にせこ}町、倶知安^{くっちゃん}町、積丹^{しやこたん}町、古平^{ふるびら}町、仁木^{にき}町、余市^{よいち}町、赤井川^{あかいがわ}村は、連絡体制の確立等の必要な体制をとること。

PAZに該当する町村においては、暴風雪警報が発表され、数年に一度の猛吹雪となるおそれがあることから、外出を控える等により、暴風雪からの安全確保を優先すること。その上で、暴風雪からの安全が確保できる場合において、以下の原子力災害に係る避難準備行動等の対応をとること。

- ・PAZに該当する町村の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備を実施すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を実施すること。
- ・PAZの地方公共団体は、PAZに該当する町村の住民であって、施設敷地緊急事態要避難者に対する安定ヨウ素剤の配布準備を行うこと。

北海道は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を実施すること。

PAZ及びUPZに該当する町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

施設敷地緊急事態要避難者の防護措置

北海道電力株式会社泊発電所のP A Zにおける、以下の施設敷地緊急事態要避難者（家族、支援者を含む）を対象に避難を実施（対象：2町村1,739人）

- ü 学校・保育所・幼稚園の児童等
- ü 社会福祉施設の入所者
- ü 在宅の避難行動要支援者
- ü 安定ヨウ素剤を服用できない者

<防護措置の基本的考え方>

- I 暴風雪警報が発表され、数年に一度の猛吹雪となるおそれがあることから、外出を控える等により、暴風雪に対する安全確保を優先すること。その上で、今後天候が回復するなど、暴風雪に対する安全が確保できる場合には、原子力災害に係る避難行動等の以下の対応をとること。
なお、状況によっては、夜間の避難となる可能性があることから、防寒対策等、安全に十分配慮すること。

【泊村】

- I 泊村の施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け、自家用車及び避難車両により、一時滞在場所（札幌市南区体育館）を經由して、札幌市の避難先に避難する。社会福祉施設（むつみ荘）の入所者は、黒松内町の社会福祉施設（黒松内つくし園）に避難する。

【共和町】

- Ⅰ 共和町の施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け、避難計画に定められたバス集合場所に集合し、避難用車両により、留寿都村の避難先（兼一時滞在場所）に避難する。
 - Ⅰ 無理に避難すると健康リスクが高まる者については、福祉車両でP A Z圏外の放射線防護施設（みのりの里）に移動し、屋内退避を実施する。
- ※ 岩内町については、P A Z内に住民なし。

一般住民への措置

【P A Z】

- Ⅰ P A Zにおける住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く）に対しては、避難準備を要請。

【U P Z】

- Ⅰ U P Zにおける全ての住民を対象に屋内退避の準備を要請。

資料 6 2



要 請

平成29年2月4日0時5分

北海道知事 殿
泊村長 殿
共和町長 殿
岩内町長 殿
神恵内村長 殿
寿都町長 殿
蘭越町長 殿
ニセコ町長 殿
倶知安町長 殿
積丹町長 殿
古平町長 殿
仁木町長 殿
余市町長 殿
赤井川村長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

北海道電力株式会社から泊発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZ及びUPZに該当する町村においては、暴風雪警報が発表され、数年に一度の猛吹雪となるおそれがあることから、外出を控える等により、暴風雪に対する安全確保を優先すること。その上で、今後天候が回復するなど、暴風雪に対する安全が確保できる場合には、以下の原子力災害に係る避難行動等の対応をとること。

- ・PAZに該当する町村の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。当該地域の一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅等すること。当該地域の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く。）は、避難準備を実施すること。
- ・PAZの地方公共団体は、PAZに該当する町村の住民に対する安定ヨウ素剤の配布準備を行うこと。
- ・UPZに該当する町村の住民は、屋内退避の準備を実施すること。当該地域の一時滞在者は帰宅等すること。

PAZ及びUPZに該当する町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

暴風雪（猛吹雪や交通障害）との複合災害時における原子力災害に係る避難等に関する基本的考え方（人命へのリスクを踏まえ、暴風雪からの安全確保を優先）に基づく要請文

北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZ及びUPZに該当する町村においては、暴風雪警報が発表され、数年に一度の猛吹雪となるおそれがあることから、外出を控える等により、暴風雪に対する安全確保を優先すること。その上で、今後天候が回復するなど、暴風雪に対する安全が確保できる場合には、以下の原子力災害に係る避難行動等の対応をとること。

- ・北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZに該当する町村の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。当該地域の一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅等すること。当該地域の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く。）は、避難準備を実施すること。
- ・PAZの地方公共団体は、PAZに該当する町村の住民に対する安定ヨウ素剤の配布準備を行うこと。
- ・北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のUPZの住民は、屋内退避の準備を実施すること。当該地域の一時滞在者は帰宅等すること。

PAZ及びUPZに該当する町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。



第2回現地事故対策連絡会議（現状報告と対策の検討）





第2回現地事故対策連絡会議傍聴



原子力防災専門官による状況把握



モニタリング対策官による状況把握



PC-TV会議による情報共有

避難の対象となる住民への措置

北海道電力株式会社泊発電所から概ね5km圏内（P A Z）における全ての住民（暴風雪警報により屋内退避を継続している施設敷地緊急事態要避難者を含む）を対象に、避難を実施（対象：2町村2,905人）

<避難に際しての基本的考え方>

- Ⅰ 暴風雪警報が発表され、数年に一度の猛吹雪となるおそれがあることから、外出を控える等により、暴風雪に対する安全確保を優先すること。その上で、今後天候が回復するなど、暴風雪に対する安全が確保できる場合には、原子力災害に係る避難行動等の以下の対応をとること。

【泊村】

- Ⅰ 泊村の住民は、安定ヨウ素剤を服用し、自家用車及びバスを使用し、一時滞在場所（札幌市南区体育館）を經由して、札幌市の避難先に避難する。
- Ⅰ 社会福祉施設（むつみ荘）の入所者は、黒松内町の社会福祉施設（黒松内つくし園）に避難する。

【共和町】

- Ⅰ 共和町の住民は、避難計画に定められたバス集合場所に集合し、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難用車両（バス）により留寿都村の避難先（兼一時滞在場所）に避難する。
- Ⅰ 無理に避難すると健康リスクが高まる者については、福祉車両でP A Z圏外の放射線防護施設（みのりの里）へ移動し、屋内退避を実施する。

※ 岩内町については、P A Z内に住民なし

屋内退避の対象となる住民への措置

- 1 北海道電力株式会社泊発電所から概ね30km圏内（UPZ）における住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施する。

資料 67



指 示

平成29年2月4日9時45分

北海道知事 殿
泊村長 殿
共和町長 殿
岩内町長 殿
神恵内村長 殿
寿都町長 殿
蘭越町長 殿
ニセコ町長 殿
倶知安町長 殿
積丹町長 殿
古平町長 殿
仁木町長 殿
余市町長 殿
赤井川村長 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

北海道電力株式会社泊発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZ及びUPZに該当する町村においては、暴風雪警報が発表され、数年に一度の猛吹雪となっていることから、外出を控える等により、暴風雪に対する安全確保を優先すること。その上で、今後天候が回復するなど、暴風雪に対する安全が確保できる場合には、以下の原子力災害に係る避難行動等の対応をとること。

- ・PAZに該当する町村の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け、服用し、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。
- ・UPZに該当する町村の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。

PAZ及びUPZに該当する町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

暴風雪（猛吹雪や交通障害）との複合災害時における原子力災害に係る避難等に関する基本的考え方（人命へのリスクを踏まえ、暴風雪からの安全確保を優先）に基づく指示文

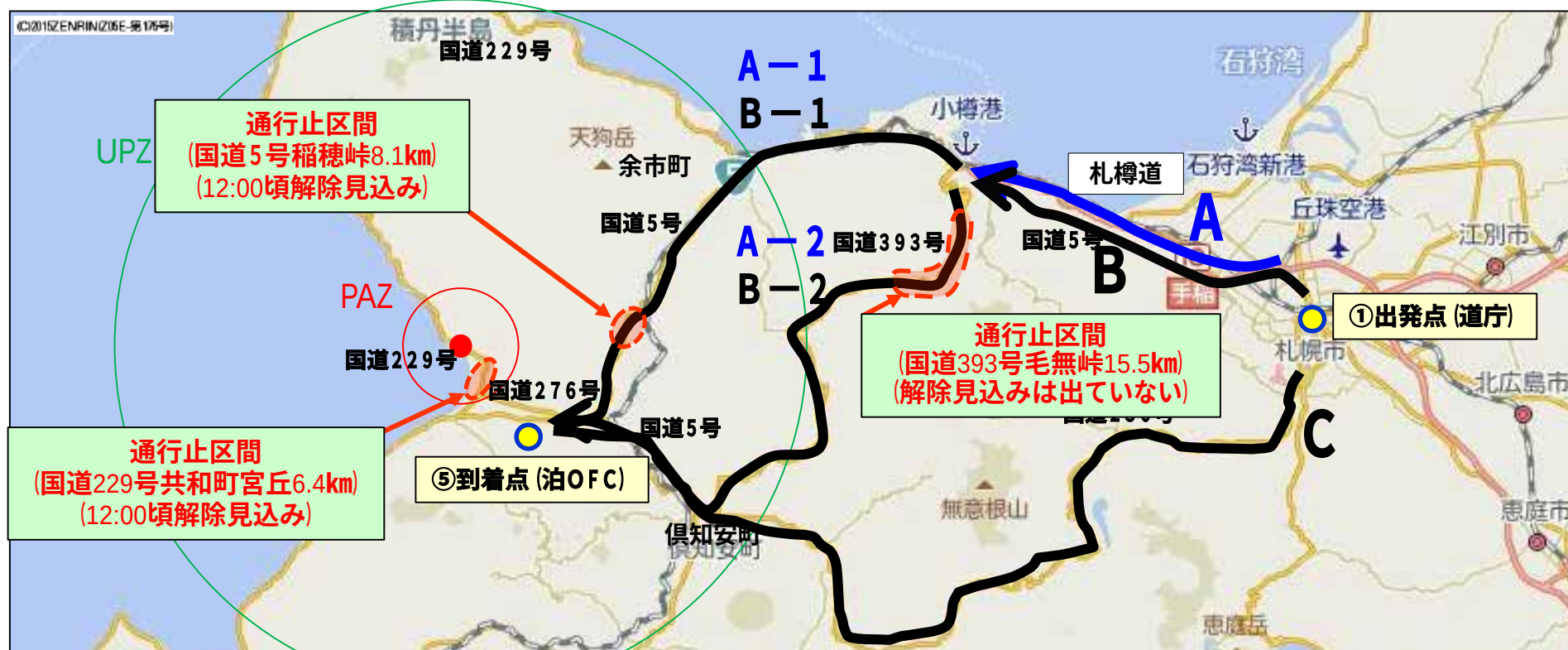
北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZ及びUPZに該当する町村においては、暴風雪警報が発表され、数年に一度の猛吹雪となる恐れがあることから、外出を控える等により、暴風雪に対する安全確保を優先すること。その上で、今後天候が回復するなど、暴風雪に対する安全が確保できる場合には、以下の原子力災害に係る避難行動等の対応をとること。

- ・北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZに該当する町村の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。
- ・北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のUPZに該当する町村の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。

PAZ及びUPZに該当する町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

OFCへの移動要領の検討

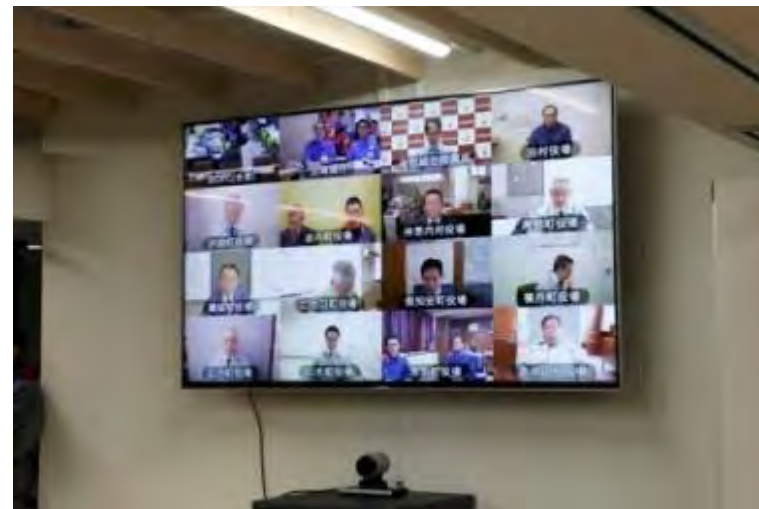
資料69



経路	細部経路	所要時間(距離)	優先順	道路状況	選定案
小樽經由高速道 (A号)	A-1: 道庁～ 札樽道 ～国道5号～泊OFC	116分(94km)	①	○(見込)	○
	A-2: 道庁～札樽道～国道393号～泊OFC	138分(112km)	②	×	
小樽經由一般道 (B号)	B-1: 道庁～国道5号～泊OFC	146分(96km)	③	○(見込)	
	B-2: 道庁～国道393号～泊OFC	168分(114km)	⑤	×	
中山峠經由一般道 (C号)	C: 道庁～国道230号～国道276号～泊OFC	145分(112km)	④	○	



原子力緊急事態宣言



第1回原子力災害合同対策協議会（P A Z避難、U P Z屋内退避の指示）



関係町村要員到着



関係町村要員との情報共有会議



EMCの活動



総括班の班内ミーティング

国の派遣要員到着後におけるOFC・EMCでの活動状況

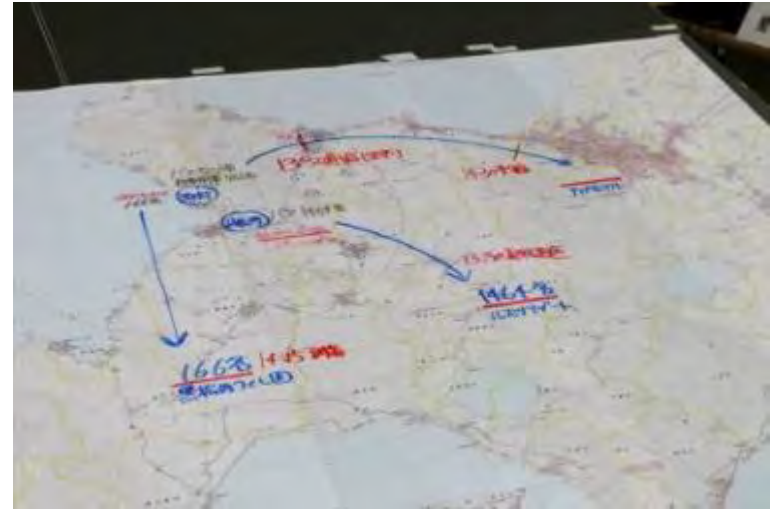
資料72-1



第2回原子力災害合同対策協議会（PAZ内住民の避難状況の確認）



医療班の活動



兵棋台による避難状況の把握



EMCの活動



EMCと放射線班の調整活動

安定ヨウ素剤の緊急戸別配布訓練実施結果

資料73

13:29 一軒目到着



13:31 安定ヨウ素剤配布



安定ヨウ素剤緊急戸別配布地区
(ヤチナイ地区)

13:15 配布チーム出動
(ヤチナイ地区②チーム)



14:24 配布訓練終了(役場到着)



共和町役場

PAZ

PAZ内住民の避難訓練実施結果 (泊村)

資料74-1

13:15 受付開始



13:25 避難住民のバス乗り込み



照岸・糸泊地区集会所

避難道路
国道229号



避難バス

13:30 バスによる避難



PAZ内住民の避難訓練実施結果 (共和町)

資料74-2

(C)2015ZENRIN(2015E-第176号)

14:30 避難住民のバス乗り込み開始



ほくでん体育館

13:40 バス集合場所の開設



14:05 受付開始



14:32 バスによる避難



避難バス

避難道路
道道269号

共和町役場

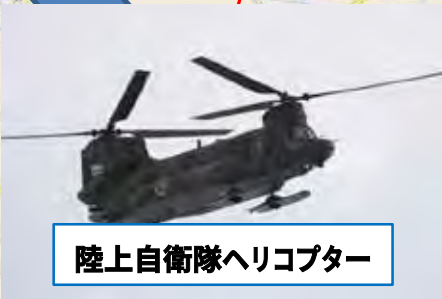
229

要配慮者の救助・搬出訓練実施結果

資料75



資料 76



平成28年度 原子力総合防災訓練
住民アンケート報告書
＜原子力総合防災訓練＞

平成29年5月

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

目 次

1. 原子力総合防災訓練のアンケート実施概要	1
2. アンケートの目的	1
3. アンケート回答者の属性	1
4. アンケートの分析	2
4. 1 アンケートについて	2
4. 2 アンケートの分析方法	2
4. 3 アンケート結果の分析及び改善提案	2
4. 4 自由意見についての分析及び改善提案	7
5. 総評	8

<参考>

○住民アンケート結果

1. あなたはどの町村の方ですか？
2. あなたの性別を教えてください。
3. あなたの年齢を教えてください。
- 問1. あなたのお住まいの地域は、P A Z、U P Zのどの区分に該当するのか知っていましたか？
- 問2. あなたがお住まいの地域の原子力災害時における避難計画（バス避難する場合の集合場所・一時滞在場所・避難先自治体等）の内容を理解していますか？
- 問3. 原子力災害が発生し、あなたの町に避難指示が出された場合、どのような行動をとりますか？
- 問4. 災害に備え何日分の食料・飲料等を準備していますか？
- 問5. 避難に当たって、あなたはどのような情報が重要と考えていますか？
- 問6. 事故が発生した場合、発電所の状況等に応じて段階的に住民避難が実施されますが、本年度の訓練に参加し自分がどのように行動すべきか手順がわかりましたか？
- 問7. 今回の訓練では、さまざまな広報手段により情報の発信を行いました。どのような広報手段であなたに情報が伝わりましたか？
- 問8. 訓練広報の内容は理解できましたか？
- 問9. 全体として、避難行動はスムーズに行えましたか？
- 問10. 安定ヨウ素剤の配布を受けた際の説明は理解できましたか？
- 問11. 避難退域時検査場所での検査の流れは理解できましたか？（職員の対応含む）
- 問12. 今回の訓練を体験して避難は確実にできると感じましたか？
- 問13. 北海道では「原子力防災のしおり」や「北海道原子力防災カレンダー」などを配布し、原子力防災について広報を行っています。あなたは、広報が行われていることを知っていますか？
- 問14. あなたが読んだことのある広報紙は何ですか？

1. 原子力総合防災訓練のアンケート実施概要

- Ⅰ 実施日時：平成28年11月13日（日）、14日（月）
- Ⅰ 実施場所：避難所他
- Ⅰ 対象者：泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の訓練参加住民
- Ⅰ 回答人数：365名（内訳：泊村60名、共和町84名、岩内町20名、神恵内村29名、寿都町18名、蘭越町15名、倶知安町23名、積丹町27名、古平町53名、仁木町4名、余市町26名、赤井川村6名）

2. アンケートの目的

本年度実施された原子力総合防災訓練において、参加者アンケートを行い、これらの結果を分析のうえ改善策を検討し、今後の訓練に役立てることを目的として実施した。

3. アンケート回答者の属性

回答者の住まいは、「PAZ内」が39.5%、「UPZ内」が60.5%の構成であった。

回答者の性別は、「男性」が52.6%、「女性」が44.4%であった。

回答者年齢は、「60代以上」が60.5%、「40～50代」が22.7%であり、40代以上が80%以上を占めた。

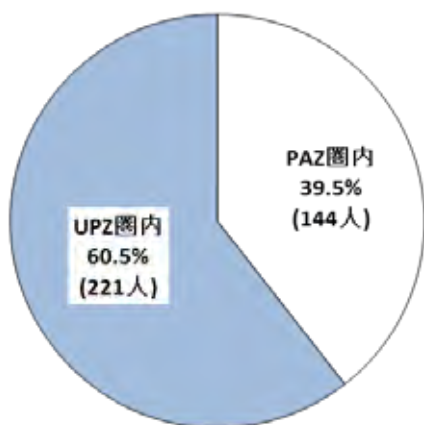


図 3-1 回答者の住まい

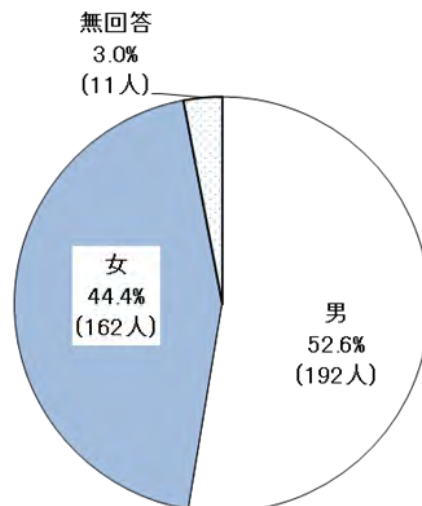


図 3-2 回答者の性別

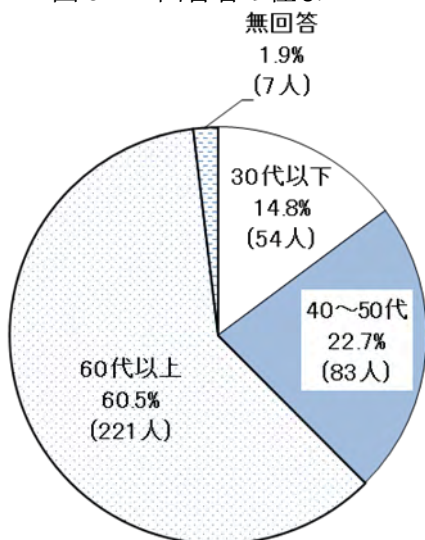


図 3-3 回答者の年齢

4. アンケートの分析

4. 1 アンケートについて

アンケートは、記入しやすさを考慮し、項目毎に達成度を選択肢から選択する方式とし、否定的な回答に対してはその理由の選択と自由記載により原因を特定しやすくする方法をとっている。アンケートの評価選択肢は、肯定側に「十分」と「概ね」、否定側に「あまり」と「全く」で構成される。

また、自由意見記載欄を設け、回答者の意見、感想等を収集することとした。

4. 2 アンケートの分析方法

(1) 選択式の設問については集計結果をもとに実施した。

アンケート結果を肯定側（「十分」＋「概ね」）、否定側（「あまり」＋「全く」）に分類し、否定的な回答割合が10％を超える項目は、「改善の必要有り」として分析を行った。なお、この数値に統計的根拠はないが、十分に高い目標値であると考えている。

(2) 自由意見については、意見の内容に基づき分類、集約して分析した。

4. 3 アンケート結果の分析及び改善提案

アンケートの選択項目の集計結果をまとめたものを表1に示す。否定的な回答割合が10％以上のものについて、強調表示とした。また、アンケート集計結果（表1）で、否定的な回答割合が10％を超える以下の3項目についての分析結果を示す。

(1) PAZ・UPZ区域

(2) 避難計画

(3) 有事の際の対応

表1 アンケート集計結果まとめ

No	設問	回答割合	
		肯定的	否定的
1	(1) PAZ・UPZ区域 あなたのお住まいの地域は、PAZ、UPZのどの区分に該当する のか知っていましたか？	52.9%	40%
2	(2) 避難計画 あなたがお住まいの地域の原子力災害時における避難計画（バス避 難する場合の集合場所・一時滞在場所・避難先自治体等）の内容を 理解していますか？	78.6%	18.6%
3	原子力災害が発生し、あなたの町に避難指示が出された場合、どの ような行動をとりますか？	—	—
4	災害に備え何日分の食料・飲料等を準備していますか？	—	—
5	避難に当たって、あなたはどのような情報が重要と考えています か？（複数回答可）	—	—
6	事故が発生した場合、発電所の状況等に応じて段階的に住民避難が 実施されますが、本年度の訓練に参加し自分がどのように行動すべ きか手順がわかりましたか？	81.1%	5.8%
7	今回の訓練では、さまざまな広報手段により情報の発信を行いまし たが、どのような広報手段であなたに情報が伝わりましたか？（複 数回答可）	—	—
8	訓練広報の内容は理解できましたか？	71.8%	2.8%
9	全体として、避難行動はスムーズに行えましたか？	81.1%	1.6%
10	安定ヨウ素剤の配布を受けた際の説明は理解できましたか？	62.2%	5.2%
11	避難退域時検査場所での検査の流れは理解できましたか？（職員の 対応含む）	56.2%	1.6%
12	(3) 有事の際の対応 今回の訓練を体験して避難は確実にできると感じましたか？	72.9%	11.2%

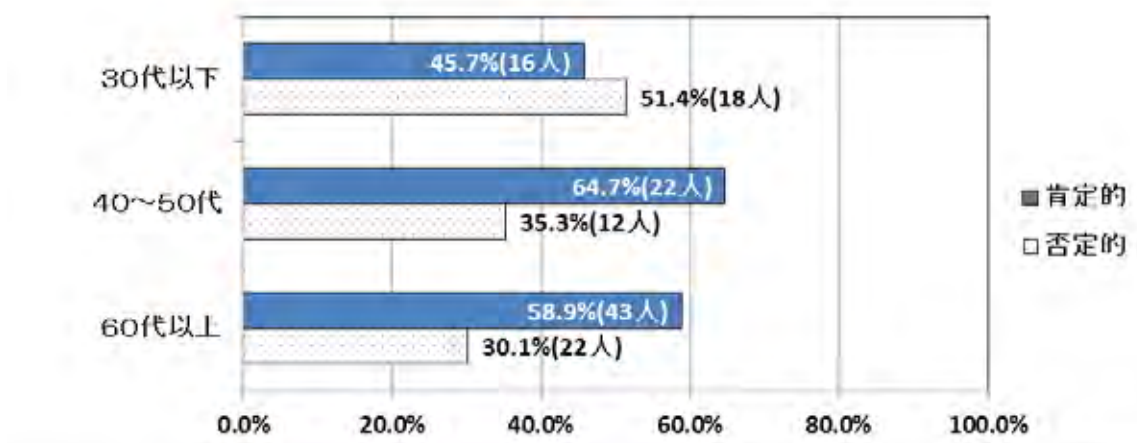
(1) P A Z ・ U P Z 区域

区域及び年代別の肯定的、否定的回答割合を図 4-1 に示す。

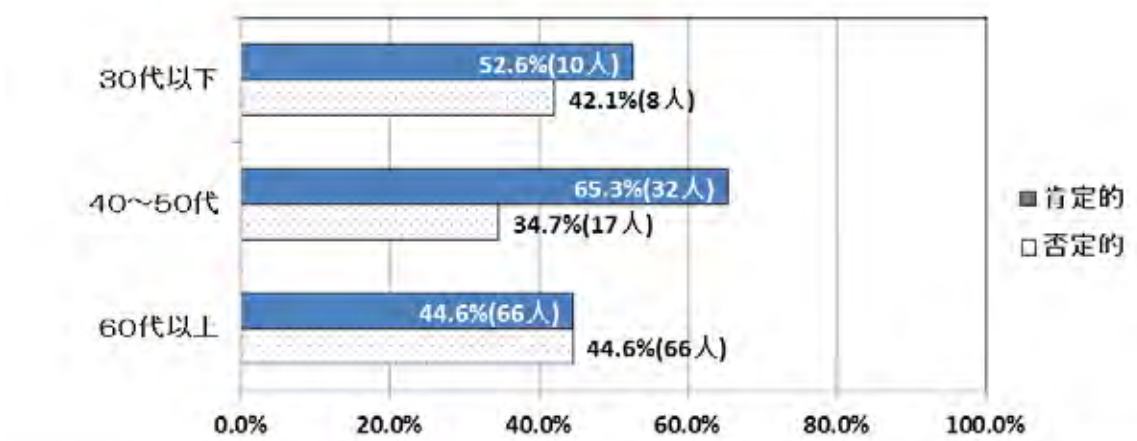
P A Z ・ U P Z 内ともに、30 代以下の肯定的及び否定的回答の割合がほぼ均等した値の傾向となっている。

図 4-1 区域及び年代別の肯定的、否定的回答割合

【P A Z 内】



【U P Z 内】



本設問については、自由記述がなく分析ができないため、結果のみの記載とする。

上記の結果から判断した課題及び改善策を表 4-1 に示す。

表 4-1 P A Z ・ U P Z 区域に関する課題及び改善策

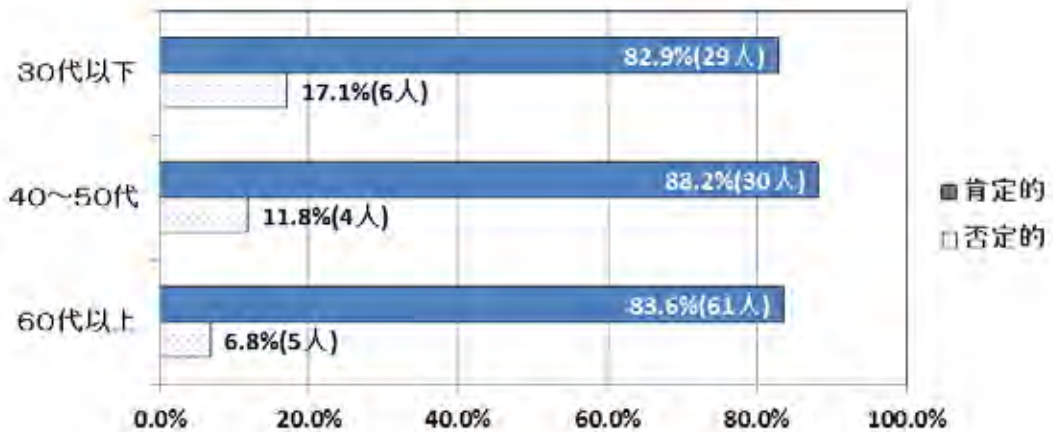
No.	課題	改善策
1	P A Z ・ U P Z 区域を知らない	・ 広報活動による住民への周知 様々な広報手段（資料配布、HP等）により、広く住民へ周知していくことを推奨する。 ・ 説明会の開催 住民に理解していただくために、町村や地区毎の説明会の実施を推奨する。

(2) 避難計画

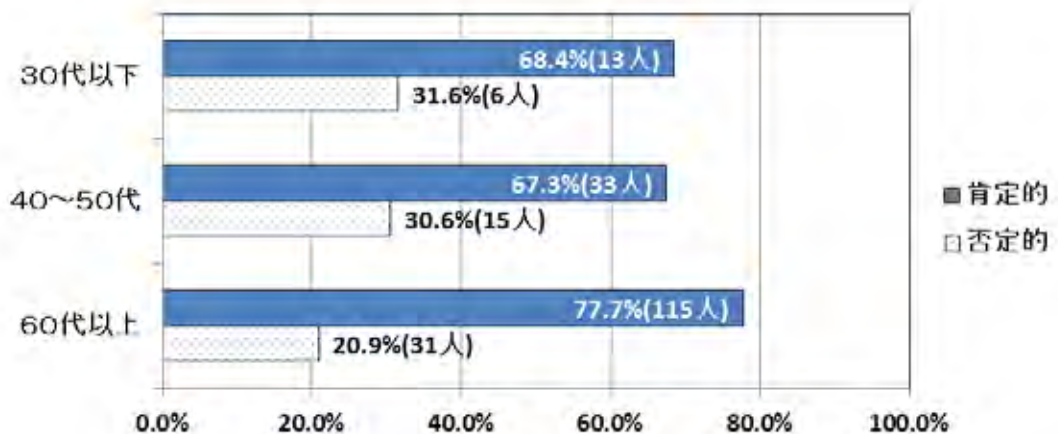
区域及び年代別の肯定的、否定的回答割合を図 4-2 に示す。
P A Z 内の肯定的回答の割合が非常に高い結果になっている。

図 4-2 区域及び年代別の肯定的、否定的回答割合

【P A Z 内】



【U P Z 内】



本設問については、自由記述がなく分析ができないため、結果のみの記載とする。
上記の結果から判断した課題及び改善策を表 4-2 に示す。

表 4-2 避難計画に関する課題及び改善策

No.	課題	改善策
1	各町村の広域避難計画を知らない	・ 広報活動による住民への周知 様々な広報手段（資料配布、HP等）により、広く住民へ周知していくことを推奨する。 ・ 説明会の開催 住民に理解していただくために、町村や地区毎の説明会の実施を推奨する。

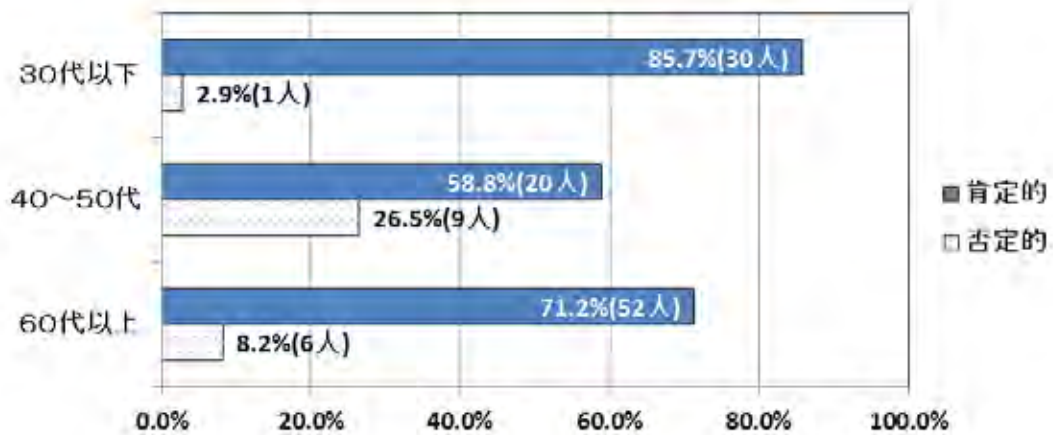
(3) 有事の際の対応

区域及び年代別の肯定的、否定的回答割合を図 4-3 に示す。

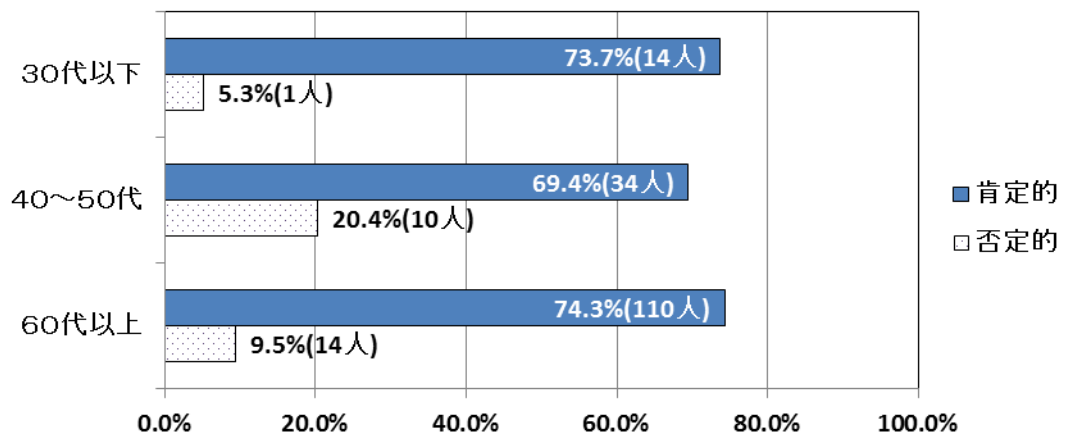
PAZ・UPZ内ともに年代を問わず肯定的回答の割合が高い傾向になっている。

図 4-3 区域及び年代別の肯定的、否定的回答割合

【PAZ内】



【UPZ内】



主な否定的意見を以下に示す。

<避難ルートへの不安>

- ・道路が通行不能の時はどうするのか？（泊村など）

<避難手段への不安>

- ・交通渋滞がおこる可能性がある。（倶知安町など）
- ・事故の時、本当にバスは来るの？（共和町など）

<要配慮者の避難への不安>

- ・私は自家用車があるがバスを利用する方のうち、独居や体の不自由な方は夜間・風雪に集合場所まで短時間で行くのは不安がある。（古平町）

<情報伝達への不安>

- ・児童の保護者への引渡しをいつ、どの時点で行うのか。また、学校と保護者の情報共有ができるのか疑問・不安に思うことが多い。（余市町）

<有事の際に訓練と同じ行動がとれるか不安>

- ・夜間の避難には対応しているが不安は残る。（古平町）

<冬季における避難への不安>

- ・冬期間に災害になった場合、雪害等により困難が生じるのでは？（蘭越町など）

これらの否定的な意見から判断した課題及び改善策を表 4-3 に示す。

表 4-3 有事の際の対応に関する課題及び改善策

No.	課題	改善策
1	避難ルートへの不安 避難手段への不安 要配慮者の避難への不安 情報伝達への不安	・避難計画の再検証 住民からの意見（声）を取り入れた避難計画の再検証を推奨する。 ・定期的な住民広報の実施 住民に理解していただくために、原子力防災に関する定期的な住民広報の実施を推奨する。
2	有事の際には訓練と同じ行動がとれるか不安 冬季における避難への不安	・避難訓練の継続実施 有事の際に対応できるように、継続的な避難訓練の実施を推奨する。

4. 4 自由意見についての分析及び改善提案

(1) 訓練参加者

- ①住民の4割が、自身が居住している地域がPAZ又はUPZに区分しているのかを把握していない状況であり、様々な広報手段による活動や説明会などを実施することで、住民に周知いただく必要があると考える。
- ②訓練参加者の約6割が60代以上と高齢者が非常に多く、若年層の参加が少ない訓練であった。今後は、若年層が積極的に参加できるような取組みが必要であると考ええる。

(2) 避難計画

- ①住民の約8割が原子力災害時における避難計画を十分又は概ね理解していると回答しており、避難に対する関心の高さが伺える。
- ②60代以上の住民は、約4割が原子力災害時における避難計画を十分に理解していると回答しており(PAZ内は5割以上)、防災意識が非常に高いと考える。一方で、30代以下の若年層は、十分に理解していると回答した住民が1割にも満たず(UPZ内は0)、若年層の防災意識の低さが伺える。若年層にも防災意識を持っていただく必要があり、今後、若年層が訓練に参加できるような取組みが必要であると考えられる。
- ③住民からは、避難ルート、避難手段など避難計画に対する不安の意見が特に多く挙げられており、住民の意見を取り入れた避難計画の再検証も必要でないかと考える。また、住民の不安を少しでも解消するための取組みとして、訓練時により丁寧に説明することが必要である。

(3) 有事の際の備え

- ①避難に対する関心は高いものの、食料・飲料などの準備をしていない住民が4割以上もあり、食料・飲料などの備蓄が必要と考えられる。広報紙などにより、食料・飲料などの備蓄を推奨する取組みが必要であると考ええる。

(4) 住民への情報伝達

- ①住民への情報伝達手段は「防災行政無線」が主流であるが、「緊急情報メールサービス」と回答する住民も多く見られた。携帯電話やスマートフォン、タブレット端末が一般的に普及している今日において、「緊急情報メールサービス」は有効な情報提供手段の1つではないかと考える。

(5) 避難訓練

- ①住民の約8割が避難行動をスムーズに行えたとは回答しており、今回の避難訓練は良好であったと考える。
- ②自由意見にも多く意見が出されているが、住民は有事の際に訓練同様の対応が本当に取れるのか不安を抱いており、より厳しい想定且つ継続的な訓練の実施が必要であると考ええる。
- ③想定外の被害があった場合、決められた通りには進まないなど訓練を懐疑的に思っている住民もあり、季節や天候など多様な状況を想定した訓練も必要ではないかと考える。
- ④住民からは、要配慮者の避難に関する不安も多く挙げられており、要配慮者の避難訓練を多く取り入れることも必要であると考ええる。

5. 総評

住民アンケート結果を分析すると、今回の訓練は、全体的に良好であったと思われる。

しかし、良好な中でも、若年層の防災意識の低さ、食料・飲料などの備蓄を行っていない住民が4割以上も存在するなど、課題も明確となった。また、避難ルートや避難手段などの避難計画に対する不安や要配慮者の避難に関する不安、情報伝達への不安、冬季も含め災害時に訓練と同じ行動がとれるのかなどの意見があげられた。

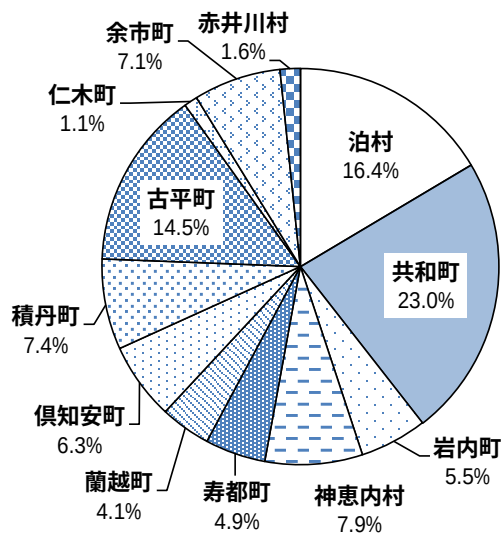
本訓練で明確となった課題や意見は、緊急時対応や訓練方法・内容の高度化等の継続的改善を図るための要素であり、4.4 で提示した改善提案などを参考に、今後の緊急時対応等の更なる充実・強化を推奨する。

以上

<参考>

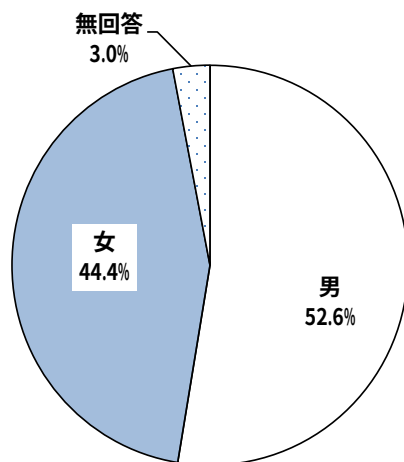
○住民アンケート結果

1. あなたはどの町村の方ですか？



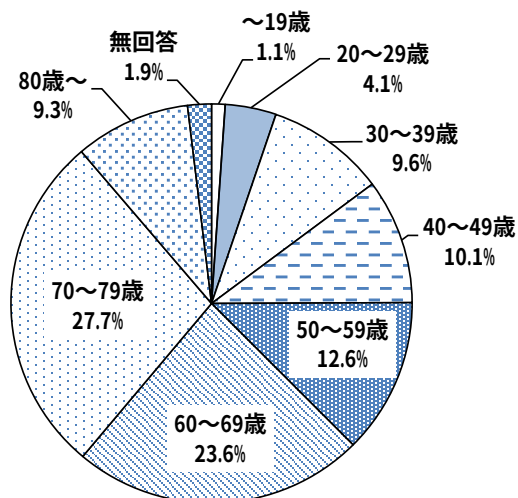
	回答数	割合
泊村	60	16.4%
共和町	84	23.0%
岩内町	20	5.5%
神恵内村	29	7.9%
寿都町	18	4.9%
蘭越町	15	4.1%
倶知安町	23	6.3%
積丹町	27	7.4%
古平町	53	14.5%
仁木町	4	1.1%
余市町	26	7.1%
赤井川村	6	1.6%
合計	365	100.0%

2. あなたの性別を教えてください。



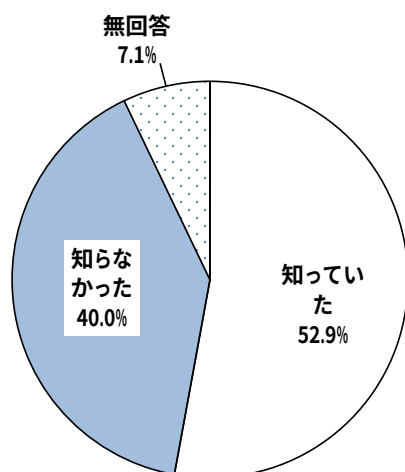
	回答数	割合
男	192	52.6%
女	162	44.4%
無回答	11	3.0%
合計	365	100.0%

3. あなたの年齢を教えてください。



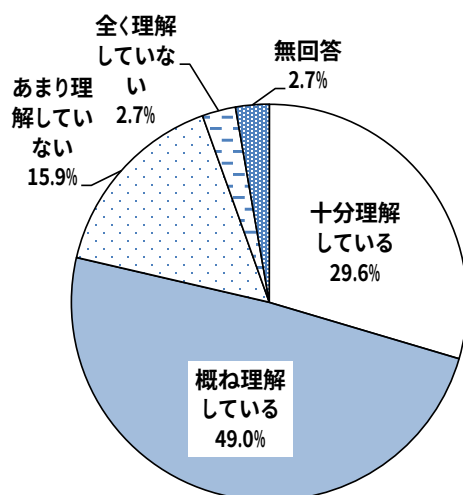
	回答数	割合
～19歳	4	1.1%
20～29歳	15	4.1%
30～39歳	35	9.6%
40～49歳	37	10.1%
50～59歳	46	12.6%
60～69歳	86	23.6%
70～79歳	101	27.7%
80歳～	34	9.3%
無回答	7	1.9%
合計	365	100.0%

問１．あなたのお住まいの地域は、PAZ、UPZのどの区分に該当するのか知っていましたか？



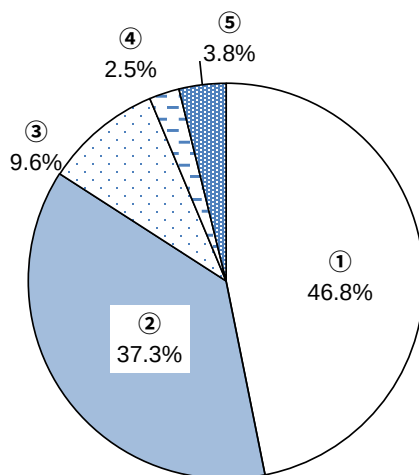
	回答数	割合
知っていた	193	52.9%
知らなかった	146	40.0%
無回答	26	7.1%
合計	365	100.0%

問２．あなたがお住まいの地域の原子力災害時における避難計画（バス避難する場合の集合場所・一時滞在場所・避難先自治体等）の内容を理解していますか？



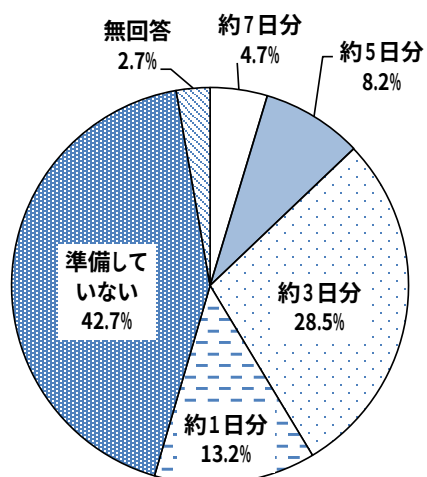
	回答数	割合
十分理解している	108	29.6%
概ね理解している	179	49.0%
あまり理解していない	58	15.9%
全く理解していない	10	2.7%
無回答	10	2.7%
合計	365	100.0%

問３．原子力災害が発生し、あなたの町に避難指示が出された場合、どのような行動をとりますか？



	回答数	割合
① 役場などが用意するバス等で、役場が指定する避難所まで避難	171	46.8%
② 自家用車等を使用して、役場が指定する避難所まで避難	136	37.3%
③ 自家用車等を使用して、親戚・知人宅など避難所以外の場所へ避難	35	9.6%
④ その他	9	2.5%
⑤ 無回答	14	3.8%
合計	365	100.0%

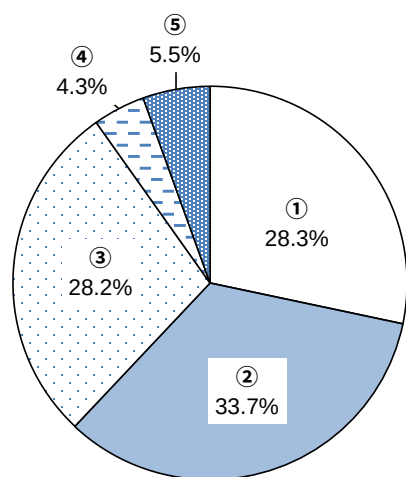
問 4. 災害に備え何日分の食料・飲料等を準備していますか？



	回答数	割合
約7日分	17	4.7%
約5日分	30	8.2%
約3日分	104	28.5%
約1日分	48	13.2%
準備していない	156	42.7%
無回答	10	2.7%
合計	365	100.0%

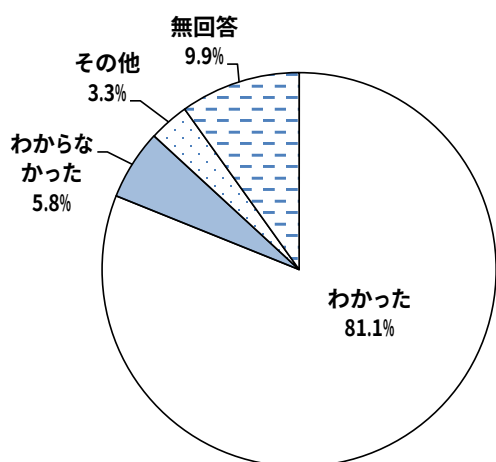
問 5. 避難に当たって、あなたはどのような情報が重要と考えていますか？

(複数回答可)



	回答数	割合
①事故事象の概要	185	28.3%
②屋内退避又は避難の必要性	220	33.7%
③放射線、放射性物質の放出状況や健康への影響	184	28.2%
④その他	28	4.3%
⑤無回答	36	5.5%
合計	653	100.0%

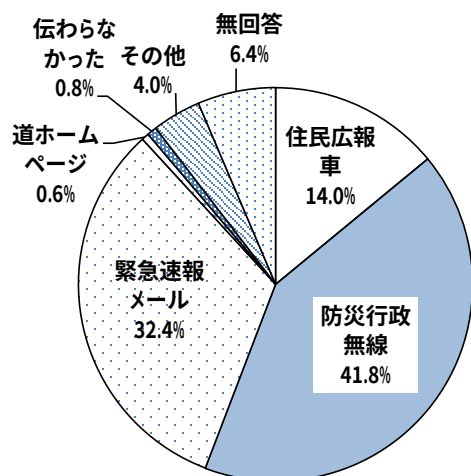
問 6. 事故が発生した場合、発電所の状況等に応じて段階的に住民避難が実施されますが、本年度の訓練に参加し自分がどのように行動すべきか手順がわかりましたか？



	回答数	割合
わかった	296	81.1%
わからなかった	21	5.8%
その他	12	3.3%
無回答	36	9.9%
合計	365	100.0%

問7. 今回の訓練では、さまざまな広報手段により情報の発信を行いました。どのような広報手段であなたに情報が伝わりましたか？

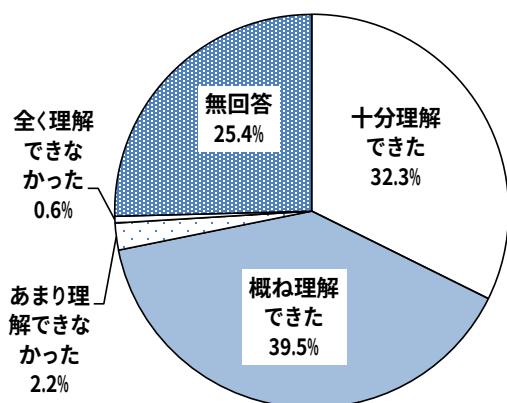
(複数回答可)



	回答数	割合
住民広報車	70	14.0%
防災行政無線	209	41.8%
緊急速報メール	162	32.4%
道ホームページ	3	0.6%
伝わらなかった	4	0.8%
その他	20	4.0%
無回答	32	6.4%
合計	500	100.0%

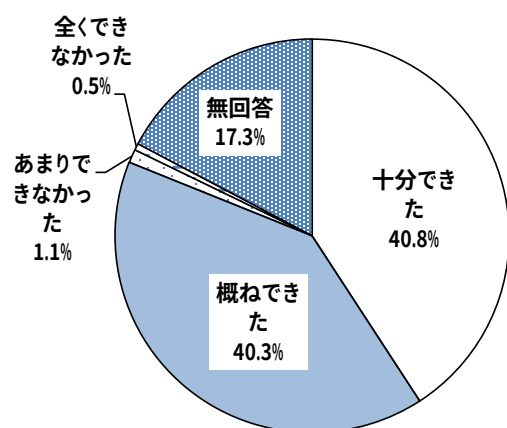
問8. 訓練広報の内容は理解できましたか？

(設問7で「伝わらなかった」以外を選んだ方)



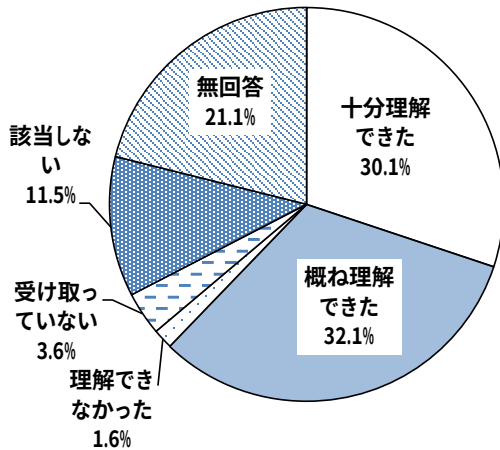
	回答数	割合
十分理解できた	117	32.3%
概ね理解できた	143	39.5%
あまり理解できなかった	8	2.2%
全く理解できなかった	2	0.6%
無回答	92	25.4%
合計	362	100.0%

問9. 全体として、避難行動はスムーズに行えましたか？



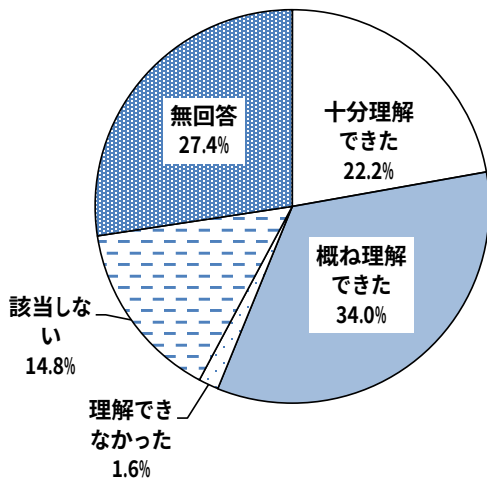
	回答数	割合
十分できた	149	40.8%
概ねできた	147	40.3%
あまりできなかった	4	1.1%
全くできなかった	2	0.5%
無回答	63	17.3%
合計	365	100.0%

問 1 0. 安定ヨウ素剤の配布を受けた際の説明は理解できましたか？



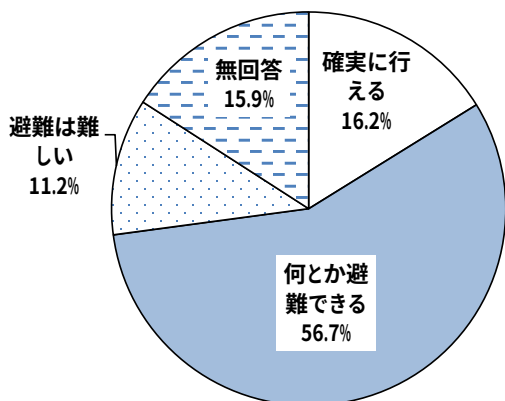
	回答数	割合
十分理解できた	110	30.1%
概ね理解できた	117	32.1%
理解できなかった	6	1.6%
受け取っていない	13	3.6%
該当しない	42	11.5%
無回答	77	21.1%
合計	365	100.0%

問 1 1. 避難退域時検査場所での検査の流れは理解できましたか？（職員の対応含む）



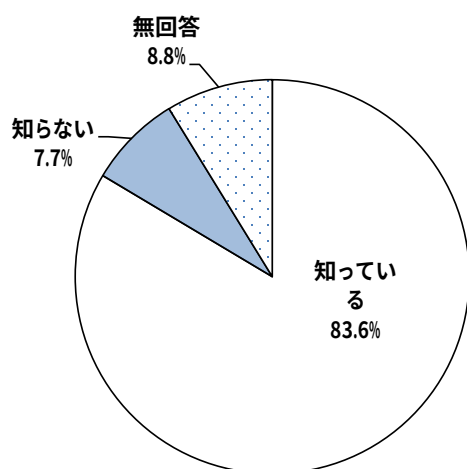
	回答数	割合
十分理解できた	81	22.2%
概ね理解できた	124	34.0%
理解できなかった	6	1.6%
該当しない	54	14.8%
無回答	100	27.4%
合計	365	100.0%

問 1 2. 今回の訓練を体験して避難は確実にできると感じましたか？



	回答数	割合
確実にできる	59	16.2%
何とか避難できる	207	56.7%
避難は難しい	41	11.2%
無回答	58	15.9%
合計	365	100.0%

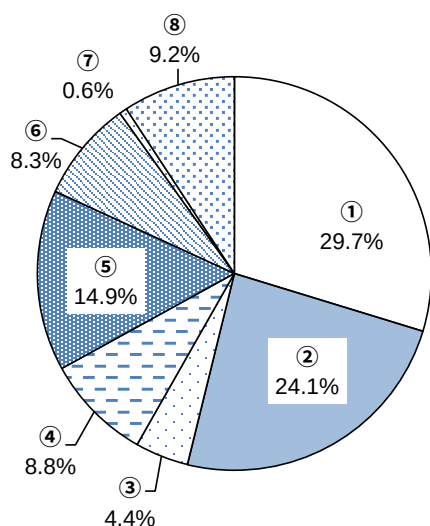
問 1 3. 北海道では「原子力防災のしおり」や「北海道原子力防災カレンダー」などを配布し、原子力防災について広報を行っています。あなたは、広報が行われていることを知っていますか？



	回答数	割合
知っている	305	83.6%
知らない	28	7.7%
無回答	32	8.8%
合計	365	100.0%

問 1 4. あなたが読んだことのある広報紙は何ですか？

(複数回答可)



	回答数	割合
①原子力防災のしおり	190	29.7%
②北海道原子力防災カレンダー	154	24.1%
③北海道の原子力	28	4.4%
④ほっかいどう原子力環境だより	56	8.8%
⑤原子力防災だより	95	14.9%
⑥読んだことはあるが、どの広報誌かわからない	53	8.3%
⑦その他	4	0.6%
⑧無回答	59	9.2%
合計	639	100.0%

平成28年度 原子力総合防災訓練
住民アンケート報告書
＜地域の特性（冬季の降雪や積雪）を考慮した要素訓練＞

平成29年5月

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

目 次

1. 原子力総合防災訓練・地域の特性を考慮した要素訓練のアンケート実施概要	1
2. アンケートの目的	1
3. アンケート回答者の属性	1
4. アンケートの分析	2
4. 1 アンケートについて	2
4. 2 アンケートの分析方法	2
4. 3 アンケート結果の分析及び改善提案	2
4. 4 自由意見についての分析及び改善提案	5
5. 総評	5

<参考>

○住民アンケート結果

1. あなたはどの町村の方ですか？
2. あなたの性別を教えてください。
3. あなたの年齢を教えてください。

問1. あなたは、暴風雪時に原子力災害が発生した場合、どのような行動をとりますか？

問2. 安定ヨウ素剤の配布又は事前問診を受けていますか？

問3. 安定ヨウ素剤の服用方法や服用時期を知っていますか？

問4. 今回の訓練では、さまざまな広報手段により情報の発信を行いました、どのような広報手段であなたに情報が伝わりましたか？

問5. 訓練広報の内容は理解できましたか？

問6. 全体として、避難行動はスムーズに行えましたか？

問7. 今回の訓練を通じて降雪・積雪時の避難は行えると感じましたか？

1. 原子力総合防災訓練・地域の特性を考慮した要素訓練のアンケート実施概要

- Ⅰ 実施日時：平成29年2月4日（土）
- Ⅰ 実施場所：避難所他
- Ⅰ 対象者：泊村、共和町の訓練参加住民（PAZ内）
- Ⅰ 回答人数：45名（内訳：泊村23名、共和町22名）

2. アンケートの目的

本年度に原子力総合防災訓練の一環として実施した地域の特性（冬季の降雪や積雪）を考慮した要素訓練において、参加者アンケートを行い、これらの結果を分析のうえ改善策を検討し、今後の訓練に役立てることを目的として実施した。

3. アンケート回答者の属性

回答者の住まいは、「泊村」が51.1%、「共和町」が48.9%の構成であった。

回答者の性別は、「男性」が42.2%、「女性」が57.8%であった。

回答者年齢は、「60代以上」が40.0%、「40～50代」が37.8%であり、40代以上が75%以上を占めた。

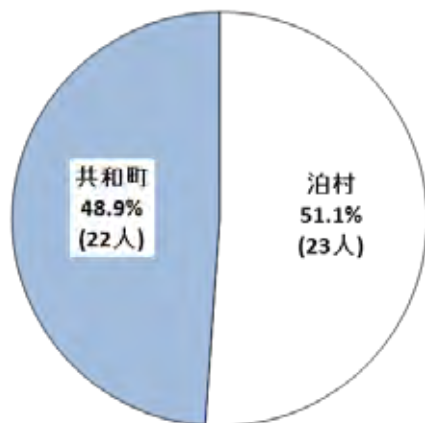


図 3-1 回答者の住まい

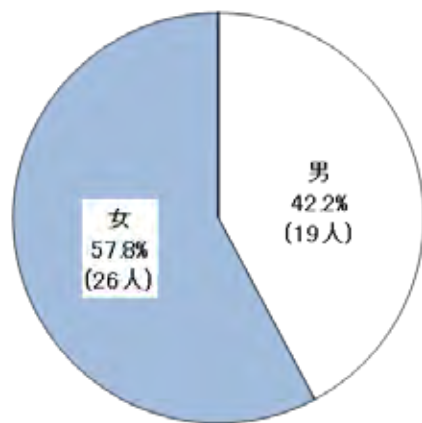


図 3-2 回答者の性別

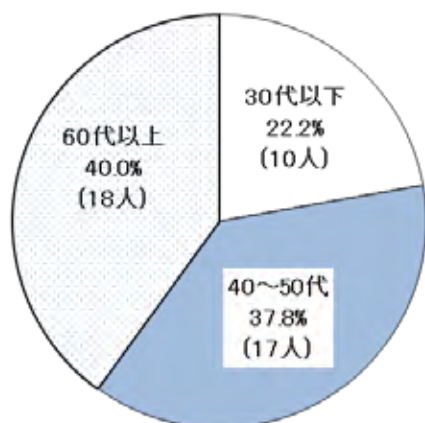


図 3-3 回答者の年齢

4. アンケートの分析

4. 1 アンケートについて

アンケートは、記入しやすさを考慮し、項目毎に達成度を選択肢から選択する方式とし、否定的な回答に対してはその理由の選択と自由記載により原因を特定しやすくする方法をとっている。アンケートの評価選択肢は、肯定側に「十分」と「概ね」、否定側に「あまり」と「全く」で構成される。

また、自由意見記載欄を設け、回答者の意見、感想等を収集することとした。

4. 2 アンケートの分析方法

(1) 選択式の設問については集計結果をもとに実施した。

アンケート結果を肯定側（「十分」＋「概ね」）、否定側（「あまり」＋「全く」）に分類し、否定的な回答割合が10％を超える項目は、「改善の必要有り」として分析を行った。なお、この数値に統計的根拠はないが、十分に高い目標値であると考ええる。

(2) 自由意見については、意見の内容に基づき分類、集約して分析した。

4. 3 アンケート結果の分析及び改善提案

アンケートの選択項目の集計結果をまとめたものを表1に示す。否定的な回答割合が10％以上のものについて、強調表示とした。また、アンケート集計結果（表1）で、否定的な回答割合が10％を超える以下の2項目についての分析結果を示す。

(1) 安定ヨウ素剤配布又は事前問診

(2) 安定ヨウ素剤服用方法や服用時期

表1 アンケート集計結果まとめ

№	設問	回答割合	
		肯定的	否定的
1	あなたは、暴風雪時に原子力災害が発生した場合、どのような行動をとりますか？	—	—
2	安定ヨウ素剤の配布又は事前問診を受けていますか？	80%	20%
3	安定ヨウ素剤の服用方法や服用時期を知っていますか？	75.6%	22.2%
4	今回の訓練では、さまざまな広報手段により情報の発信を行いました。どのような情報手段であなたに情報が伝わりましたか？(複数回答可)	—	—
5	訓練広報の内容は理解できましたか？	82.2%	2.2%
6	全体として、避難行動はスムーズに行えましたか？	91.1%	0%
7	今回の訓練を通じて降雪・積雪時の避難は行えると感じましたか？	82.2%	8.9%

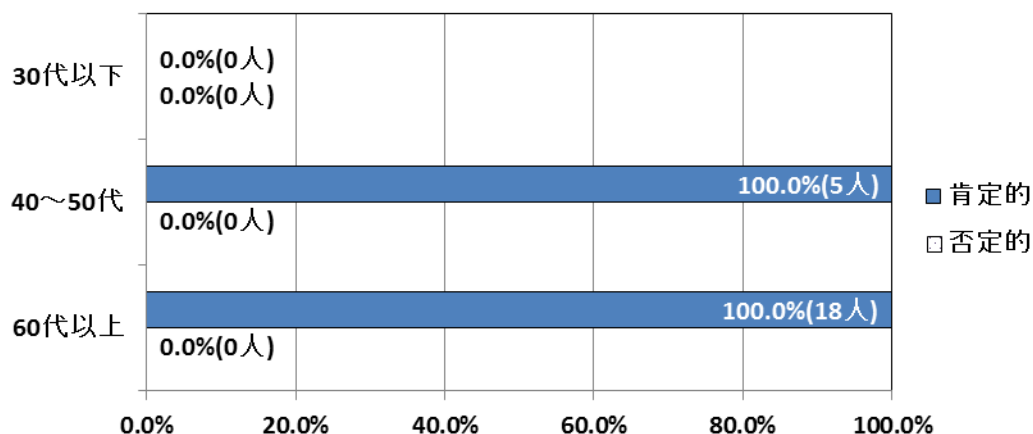
(1) 安定ヨウ素剤配布又は事前問診

地区及び年代別の肯定的、否定的回答割合を図 4-1 に示す。

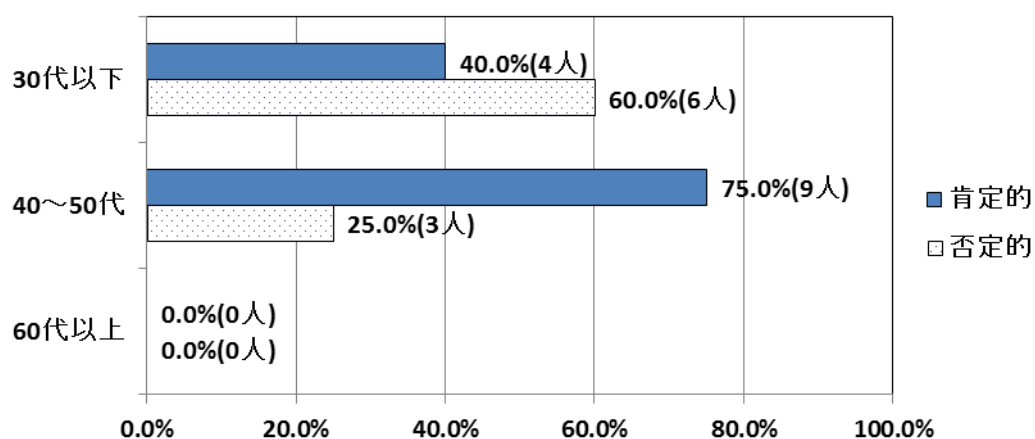
泊村の肯定的回答は100%となっている。

図 4-1 地区及び年代別の肯定的、否定的回答割合

【泊村】



【共和町】



本設問については、自由記述がなく分析ができないため、結果のみの記載とする。

上記の結果から判断した課題及び改善策を表 4-1 に示す。尚、共和町は安定ヨウ素剤を緊急配布することとし、安定ヨウ素剤の住民説明会を開催し、事前問診を行っている。

表 4-1 安定ヨウ素剤配布又は事前問診に関する課題及び改善策

No.	課題	改善策
1	安定ヨウ素剤の事前問診を受けていない	・説明会（事前問診）の継続的な開催 安定ヨウ素剤の効果・服用方法等について住民に周知していくため、継続的な説明会（事前問診）の実施を推奨する。

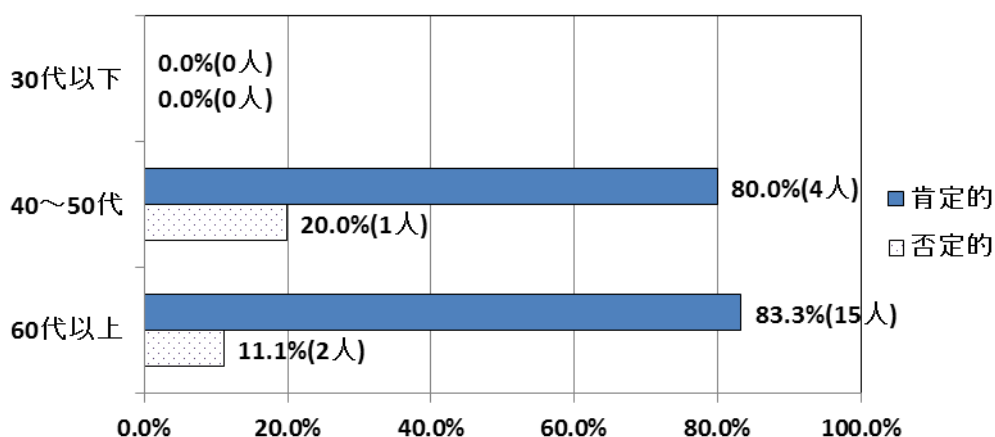
(2) 安定ヨウ素剤服用方法や服用時期

地区及び年代別の肯定的、否定的回答割合を図 4-2 に示す。

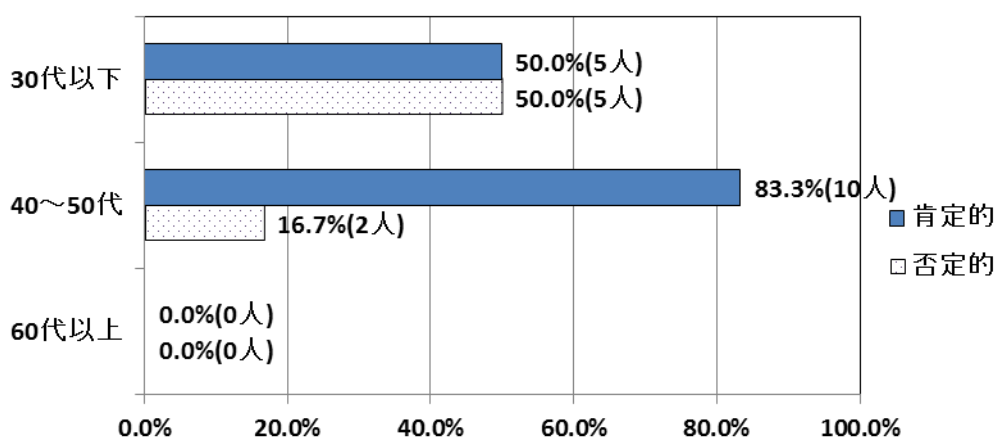
全体的に、安定ヨウ素剤の事前配布を行っている泊村に比べ、事前配布を行っていない共和町の否定的回答が高い傾向となっている。特に、共和町の 30 代以下の否定的回答の割合が高い結果になっている。

図 4-2 地区及び年代別の肯定的、否定的回答割合

【泊村】



【共和町】



本設問については、自由記述がなく分析ができないため、結果のみの記載とする。

上記の結果から判断した課題および改善策を表 4-2 に示す。

表 4-2 安定ヨウ素剤服用方法や服用時期に関する課題及び改善策

No.	課題	改善策
1	安定ヨウ素剤の服用方法や服用時期を知らない	・説明会の継続的な開催 安定ヨウ素剤について住民に周知していくため、継続的な説明会の実施を推奨する。

4. 4 自由意見についての分析及び改善提案

(1) 訓練参加者

- ①若年層の参加が少なく、高齢者の参加が多い訓練であった。特に、泊村の30代以下の参加者は0名であり、今後、若年層が参加できるような取組みが必要であると考ええる。

(2) 避難計画

- ①住民の6割以上が暴風雪時における避難計画について理解しており、防災意識の高さが伺える。防災意識の更なる向上のため、防災訓練等を継続的に実施していくことを推奨する。

(3) 安定ヨウ素剤

- ①安定ヨウ素剤の説明は、定期的を実施するよりも転入時や未入手者、内容を知らない人に随時行っていたきたいとの声も挙げられた。継続的に説明会を実施するとともに、転入時の対応や安定ヨウ素剤未入手者・内容を知らない人への対応、説明会に参加していない住民への対応等、今後、安定ヨウ素剤についてより周知するための取組みが必要であると考ええる。

(4) 備蓄や備品

- ①避難所での食事・防寒用具についての不安や、避難所まで行く際の専用マスク・簡易着用服がなく不安等の声も挙げられた。広報紙などにより、避難に際して必要となる所持品などの準備を推奨する取組みが必要であると考ええる。

(5) 避難訓練

- ①住民の9割以上が「できた」と回答しており、今回の避難訓練は非常に良好であったと考ええる。
- ②今回の訓練を通じて、8割以上の住民が降雪・積雪時の訓練は行えると回答した一方、実際に暴風雪が発生した場合のバスや避難ルートへの不安等の声も挙げられた。今後、より厳しい想定且つ多様な状況を想定した訓練も必要ではないかと考える。
- ③秋と冬の訓練が実施できたことで防災意識が高められたとの意見もあり、継続的な訓練の実施を推奨する。

5. 総評

住民アンケート結果を分析すると、今回の訓練は、全体的に良好であったと思われる。

しかし、良好な中でも、安定ヨウ素剤の服用方法や服用時期について、特に、若年層にはあまり周知されていない等の課題も明確になった。また、少数ではあるが、実際に暴風雪が発生した場合のバスや避難ルート、避難の際に必要な所持品など不安意見があげられた。

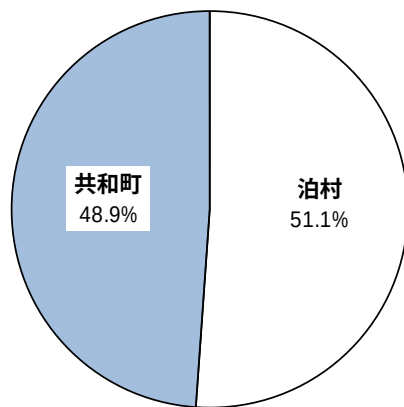
本訓練で明確となった課題や意見は、緊急時対応や訓練方法・内容の高度化等の継続的改善を図るための要素であり、4.4 で提示した改善提案などを参考に、今後の緊急時対応等の更なる充実・強化を推奨する。

以上

<参考>

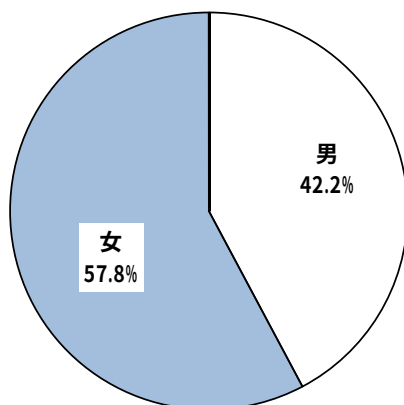
○住民アンケート結果

1. あなたはどの町村の方ですか？



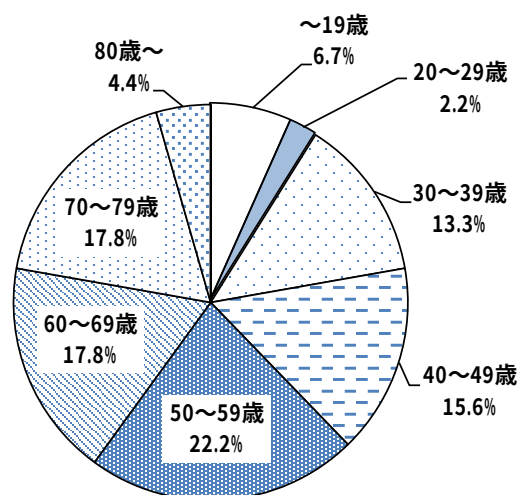
	回答数	割合
泊村	23	51.1%
共和町	22	48.9%
合計	45	100.0%

2. あなたの性別を教えてください。



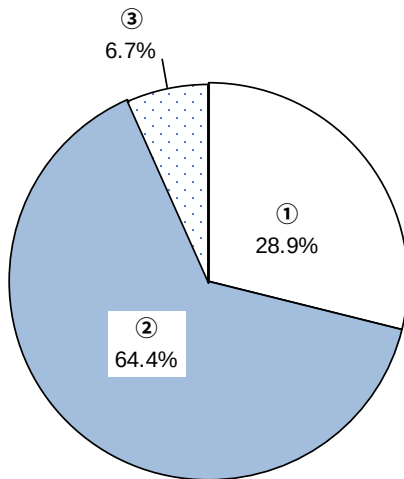
	回答数	割合
男	19	42.2%
女	26	57.8%
無回答	0	0.0%
合計	45	100.0%

3. あなたの年齢を教えてください。



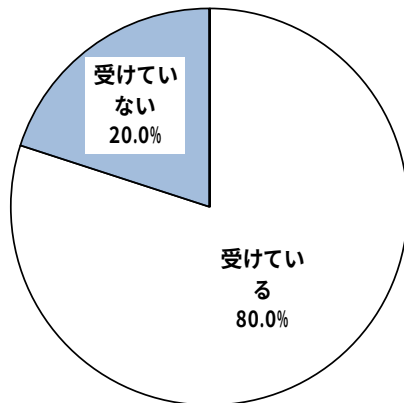
	回答数	割合
～19歳	3	6.7%
20～29歳	1	2.2%
30～39歳	6	13.3%
40～49歳	7	15.6%
50～59歳	10	22.2%
60～69歳	8	17.8%
70～79歳	8	17.8%
80歳～	2	4.4%
無回答	0	0.0%
合計	45	100.0%

問1. あなたは、暴風雪時に原子力災害が発生した場合、どのような行動をとりますか？



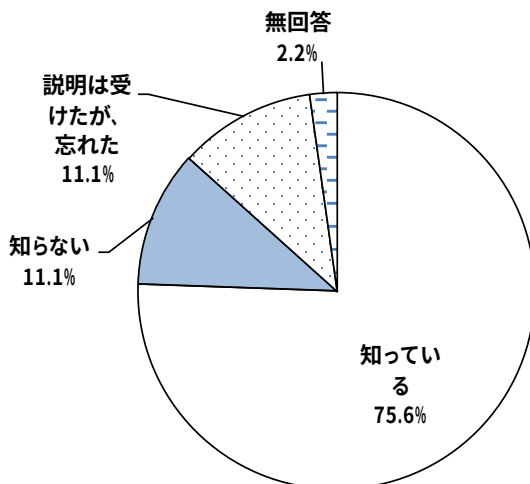
	回答数	割合
①放射線の影響が心配なので、一刻も早く自家用車又はバスで避難する	13	28.9%
②暴風雪の中での避難は危険なので、まずは自宅等で待機し、天候回復を待つ	29	64.4%
③わからない	3	6.7%
④その他	0	0.0%
⑤無回答	0	0.0%
合計	45	100.0%

問2. 安定ヨウ素剤の配布又は事前問診を受けていますか？



	回答数	割合
受けている	36	80.0%
受けていない	9	20.0%
無回答	0	0.0%
合計	45	100.0%

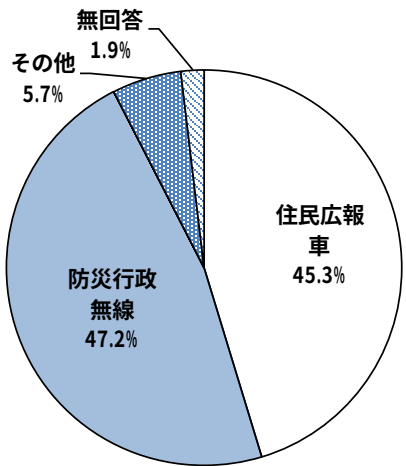
問3. 安定ヨウ素剤の服用方法や服用時期を知っていますか？



	回答数	割合
知っている	34	75.6%
知らない	5	11.1%
説明は受けたが、忘れた	5	11.1%
無回答	1	2.2%
合計	45	100.0%

問 4. 今回の訓練では、さまざまな広報手段により情報の発信を行いました。どのような広報手段であなたに情報が伝わりましたか？

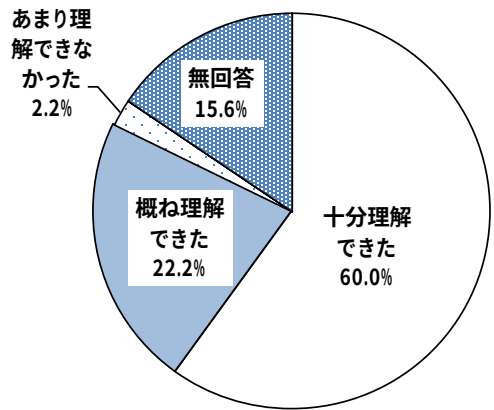
(複数回答可)



	回答数	割合
住民広報車	24	45.3%
防災行政無線	25	47.2%
道ホームページ	0	0.0%
伝わらなかった	0	0.0%
その他	3	5.7%
無回答	1	1.9%
合計	53	100.0%

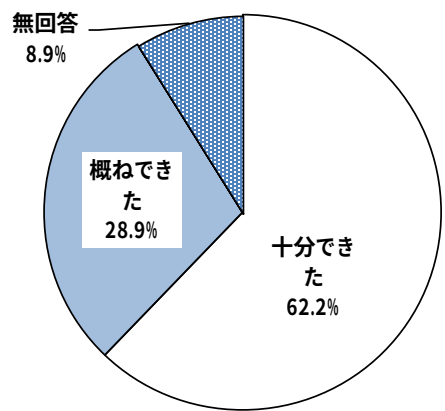
問 5. 訓練広報の内容は理解できましたか？

(設問 4 で「伝わらなかった」以外を選んだ方)



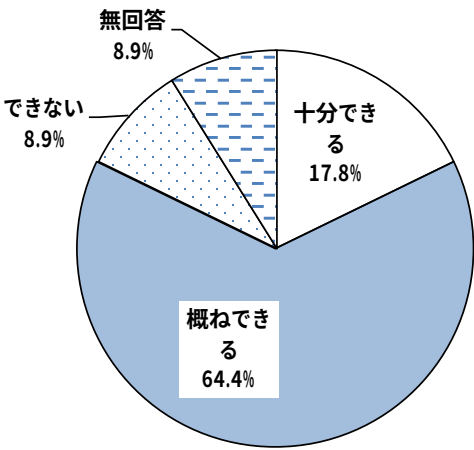
	回答数	割合
十分理解できた	27	60.0%
概ね理解できた	10	22.2%
あまり理解できなかった	1	2.2%
全く理解できなかった	0	0.0%
無回答	7	15.6%
合計	45	100.0%

問 6. 全体として、避難行動はスムーズに行えましたか？



	回答数	割合
十分できた	28	62.2%
概ねできた	13	28.9%
あまりできなかった	0	0.0%
全くできなかった	0	0.0%
無回答	4	8.9%
合計	45	100.0%

問 7. 今回の訓練を通じて降雪・積雪時の避難は行えると感じましたか？



	回答数	割合
十分できる	8	17.8%
概ねできる	29	64.4%
できない	4	8.9%
無回答	4	8.9%
合計	45	100.0%